

更なる規制改革の推進に向けて

～ 今後の改革課題 ～

平成21年12月4日

規制改革会議

目次

はじめに	2
1. 医療	4
2. 介護	7
3. 保育	10
4. 農林水産	13
5. 住宅・土地	19
6. 航空・空港	22
7. 雇用・労働	24
8. 教育	27
9. 金融	31
10. 独禁政策・生活基盤	34
11. 地域活性化	36
12. 環境	39
13. 海外人材	42
14. 貿易	45
15. 運輸	47
16. IT・通信	49
17. エネルギー	51
18. 基本ルール	54
19. 法務・資格	55
20. 官業改革	58
(参考資料)	
委員名簿	60
専門委員名簿	61

はじめに

規制改革会議は、平成19年1月に発足以来、広く国民から規制改革要望を受け付けつつ、不適切な規制の見直しや過剰な規制強化の阻止、官による業務の民間開放に向けた取り組みを進め、3回にわたり答申を行った。この取りまとめは、これまでの取り組みを踏まえ、政策を担う政治家、更に一般の国民の方々に読んでいただくために、どのような規制改革を実現すべきか、当会議の考え方をまとめたものである。

現在の日本には、緊急に取り組まなければ手遅れとなる重要課題が山積している。少子高齢化が急速に進行し、社会保障の負担が耐えられないほど大きくなりつつあり、労働力が減少し国力が衰退する危機にある。官が肥大化を続け、国や自治体の借金に歯止めがかからない。日本経済の成長を促すことが不可欠にもかかわらず、医療・介護・保育・農業など成長の可能性を秘めた分野での政策転換が進んでいない。こうした難局にあって、政治がリーダーシップを発揮し、国民の合意を得て、政策を根本から見直していくことが今ほど求められている時はない。

こうした重要課題に取り組む際に、大胆な規制の見直しと官の事業の民間開放を徹底させる必要がある。第二次大戦後日本が復興を遂げる途上で、官が強く関与する形で社会保障制度や農業など産業政策の基本が形成された。これらは当時は日本の復興に大きく貢献するものであったが、今や成熟した現在の日本経済に適合するよう、自由な経済活動を可能とする合理的で効率の良いものに改革する必要がある。官の過剰な関与を排除し、時代遅れの規制を改革するべきだ。

規制改革の源流は、1980年代に国鉄・電電・専売公社を民営化した土光臨調にある。その後、90年代半ばから民間出身者の意見を活かす形で政府内に規制改革を推進する組織が数次にわたり設置され、今日に至っている。当初は主に経済分野の規制緩和に力を入れ、これは大きな経済的効果をあげた(注)。

2000年以降は、医療・保育・農業・教育など官が需給を調節し価格を決定する「官製市場」と言われる分野での規制改革に取り組んだ。上述の通り、こうした分野は第二次大戦後復興過程で形成された諸制度の上に成り立ち、無駄と非効率を温存しているため、これらの改革が日本経済を大きく成長させる可能性を持つ。しかし、こうした分野では「族議員」と言われる政治家、規制と天下り先を温存したい官僚、既得権を持つ事業者・団体が「鉄のトライアングル」として結託し、改革を阻んできた。

こうした強固な抵抗を突破する実行力の点で、脱官僚政治と「族議員」の排除を掲げ、政権交代を果たした新政権に期待するところは極めて大きい。この取りまとめは、新政権に対する意見具申として、政治的な抵抗勢力に斟酌せず本来あるべき規制改革の姿を述べたものだ。しがらみに囚われること無く、あるべき規制改革が実現されることを一国民として切望するとともに、可及的速やかに改革を強力に推進する後継組織の構築を求めたい。

思えば、我々「規制改革会議」任期3年間は、規制改革への逆風が日増しに強くなり、反比例して政権のサポートが希薄の度を加えていった、いわば退嬰の期間であった。そんな生産性の極めて低い作業であることを熟知しながら、専ら「世のため、人のため」に、時に本業を擲ってまで、全力投球で共に闘ってくれた当会議の15人の同志、そして苦吟しながらそれを支えてくれた事務局の皆さんに、心からの謝意と敬意を捧げて、私の結びとしたい。

規制改革会議議長 草刈 隆郎

(注) 内閣府の調査によれば、規制改革の経済的効果は90年代より2005年までの期間で累計18兆円、国民1人当たり14万4,000円に達すると推定されている。

医療分野

基本的な問題意識

医療は国民の最大の関心事であり、その制度設計の在り方は国民生活に多大な影響を与えるものである。しかし、現場では医師不足、診療科の偏在、救急患者のたらい回しなど医療崩壊が進行している。一方で、国民医療費は現在34兆円にのぼり、今後、ますます増加することが見込まれる。社会保障国民会議の推計によれば、2025年には約70兆円に達し、現行制度の持続可能性は極めて低い。

我が国の医療制度は戦後大いにその役割を果たしたが、制度疲労を起こしていることは否定できない。早急に「質の医療」実現に向け抜本的な改革を行うべきである。

その際には、患者・国民、保険者、医療従事者、学会・教育研究者、医療サービス関係者など、多様なステークホルダーの参画の下に新たな医療制度の再設計を進めるべきである。

改革の課題

制度・医療供給体制の再設計

現在の医療崩壊の要因である医師不足の背景には、特定の診療科の不人気による診療科偏在、地域の偏在、病院勤務医の疲弊、病院勤務医の事務負担の増加、臓器別など専門科の細分化、女性医師の増加、疾病構造の変化、患者ニーズの増大・多様化(重複受診やコンビニ受診含む)など様々な問題が存在する。こうした課題を解決するため、以下の供給体制の改革を実行すべき。

- プライマリケアを行う「総合診療医」を専門医として位置づけるとともに、学会ごとに基準の異なる専門医を、症例数なども含め整合性を図り、医師が自律的に管理する専門医制度を再構築する。その上で、地域の医療機関の有機的連携のもと総合診療医がかかりつけ医として一次医療を担い、特定機能病院等は専門医療、高度医療、救急医療にシフトし、限られた医療資源で効率的に医療を提供する体制を構築する。
- 医療行為の一部を一定の経験を有し高度な教育を受けた看護師が医師の指揮下のもとで行う「診療看護師」(仮称)を創設するとともに、医療クラーク、看護補助職等の増員により、医師以外の者でも対応可能な業務から医師を解放し、不足する医師、看護師を補助する職種を拡充することで、効率的な医療サービスの供給を推進する。
- 医師養成数の増加も重要であるが、その際には、外国人医師や医療を強く志す社会人が医師になれる多様な医師養成ルートを準備する。

持続可能な公的医療保険の再整理

社会保障国民会議の推計によれば、現在34兆円の医療費は、団塊の世代が後期高齢者層になる2025年には70兆円に達する。医療がより高度化されれば恐らくこの金額では収まらないことも充分予想される。一方で就労人口が今後減少する状況下、以下の諸施策を推進し、現在の2倍を超える医療費の受益・負担の仕組みを根本的に、かつ世代間格差が一層表面化する前に、持続可能性を踏まえ検討すべき。

- 誰でも平等に必要な医療を受けることができるという国民皆保険の理念は、これを堅持しつつ、国民医療費の動向を踏まえ、「必要な医療」としての保険収載範囲の在り方を再定義するとともに、受益と負担についても検討する。
- 保険診療と保険外診療の併用の禁止については、公的保険の適用範囲見直しの観点からも、早急に見直す。
- 診療報酬をより合理的かつ国民にわかりやすい体系にする上で、医療の質に基づく支払い、包括化、簡素化など課題は多い。供給体制や保険制度見直しと併せて、決定プロセスも含めて診療報酬の在り方をゼロベースで見直す。
- 医療費の増加や病院の報酬増が必然的である一方で、重複受診や過剰投薬の改善、診療報酬の審査支払事務、新規技術、薬品、機器等の承認審査等、制度の非効率や無駄は排していく。
- 公的医療保険の保険者は、国民健康保険、被用者健保、協会けんぽ、共済など多岐に渡るが、国民に選択肢がないため競争原理は働かず、財政も苦しい。保険者の統廃合を進め、直接審査を実現するとともに、診療データと健診データの分析に基づく予防活動ができる環境整備を行い、保険者機能の強化を図る。

厚生労働省による一元管理からの脱却

医療は情報の非対称性が依然として大きい。医療費は増大し、国民の権利・義務に多大な影響を与える問題になっている。一方で、厚生労働省には、医療のプロフェッショナルリティが十分にあるとは言えず、一行政組織に医療政策を設計・管理・運用させることに限界が来ている。そこで、国家戦略として我が国の医療の在り方を以下の新たな枠組みで検討すべき。

- 医療の主役である患者・国民をはじめ、医療従事者、保険者、学会・教育研究者、医療サービス関係者など多様なステークホルダーの参画のもと、「公」の機関として供給体制や制度設計の司令塔を担う組織を厚生労働省の外部（例えば内閣府等）に設置する。
- 医療においても中央集権型から地域の実情に応じた政策へ地方分権を進めるため、上記の会議体が策定する基本方針に基づき、人員施設基準や目標管理など、制度設計の一定の権限を地方に委譲する。
- 県立病院、市立病院だけでなく、大学病院や旧国立病院などの地域における役割を明確に位置づけるため、旧国立病院の個別独法化を進め、地域医療計画の実効性を高める。

医療のIT化の推進

医療のIT化推進は、「質の医療」を追求する上での前提条件であり、様々な医療情報を集積・分析し、標準的医療を確立していくことが、最終的にはEBM(Evidence-based Medicine: 根拠に基づく医療)の推進を通じて高いレベルで均質な医療を国民に提供することにつながる。同時に、医療情報の国民への提供や、医療の無駄を発見し、効率化を進める点でも有効である。こうしたメリットを国民が享受できるよう、以下の諸施策を推進すべき。

- レセプト様式の見直し(傷病名と医療行為のリンク付けの検討、傷病名コードの統一の推進、診療行為年月日の記載等)を早急に行い、レセプト請求のオンライン化に合わせてデータベース化する。また、平成20年度から開始された特定健診のデータや電子カルテなどの診療データについても、患者の同意を前提に医療機関同士で相互参照を可能にするなど、IT化による情報の共有化、見える化を進める。
- 各医療データについては、個人情報保護や恣意的利用の排除に留意しつつ、国による独占利用ではなく、研究者を含む民間への開放を前提とした利用ルールを整備する。併せて、情報共有と効率的かつ質の高い医療提供体制構築に向け、電子化された医療データについては医療機関の外部で保存を行うことができる環境整備を進める。
- 審査支払業務においては、審査拠点の集約、完全画面審査化、ペーパーレス化等の効率化を進める。
- 社会保障カード(仮称)など、いわゆる背番号制が導入され、電子カルテなどのデータ化が進んだ際には、レセプトデータ、診療データおよび健診データ(特定健診含む)の紐付けを実施し、国民一人ひとりがデータにアクセスし、個々の健康管理に活かすことが可能となる体制を構築する。

産業としての医療の高度化・活性化

医療費抑制政策は既に限界であり、今後は、医療費をコストと捉える発想を転換し、伸ばすべき経済的価値であるバリューとして捉えることが重要である。国民医療費から考えても医療は我が国最大の産業の一つであり、知識経済への移行を目指すうえでも最重要産業の一つと言える。雇用の創出を含め、医療を成長産業として位置付け、産業としての医療の高度化、イノベーションの促進による国際競争力強化を進めるべき。具体的には、以下のような政策を推進すべき。

- 安全確保や被害者救済と産業振興の所掌官庁を分離する。また、(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)の業務を救済制度や保険収載の是非と切り離し、純粋にテクノロジーの審査に特化させた上で、管理監督する「墜落型組織」から、申請者の側に立って早期実現へのアドバイザーとなる「強力支援型組織」となるよう組織改革を行い、新規技術・機器・薬品の審査迅速化とドラッグラグ、デバイスラグの解消を図る。
- 再生・細胞医療の研究・治験等、我が国の技術・知識が世界をリードでき得る分野を選定したうえで、戦略的な投資や研究支援を行うことで、優れた研究者や技術の海外流出を防ぎ、国民が高度な医療をいち早く享受できるような仕組みを整える。

介護分野

基本的な問題意識

- 現行の介護保険制度は、介護人材不足や保険財政等あらゆる面で課題が多く、制度存続自体が危ぶまれる。今後世界でも類を見ない超高齢社会を迎えるにあたり、利用者が一定の自己負担の上で、24時間365日ニーズに応じた良質なサービスを選択可能となることが必須であり、そのためには大胆な制度の再設計が急務である。
- 最大の問題は、介護保険制度が民間参入による公正・公平な競争により、品質や生産性の向上がなされる仕組みを目指したにも関わらず、様々な規制が事業者の創意工夫を妨げ、未だに競争環境が整備されていない点にある。
- サービスの質の向上のみならず、事業者の経営効率改善の成果が介護従事者の賃金へ反映されるよう、早急に規制の合理化を進める必要がある。

改革の課題

経営効率化による介護従事者への賃金の反映

【課題】

超高齢社会を迎えるにあたって、介護を担う人材の養成・確保は急務であるが、定着しない最大の要因は賃金をはじめとする処遇面での不満が大きいことにある。徹底的な効率化を図ることで、介護報酬の50%をヘルパーへの賃金として支給しながら健全経営を行っている事業者も存在するが、生産性向上にあたっては、制度上の厳格な基準や過度な運用、介護報酬体系が大きな制約となっている。したがって、事業者の経営改善が介護従事者に対する賃金へ反映されるよう、以下のような改革を行うべき。

【具体的施策】

- 介護報酬に対する介護従事者への賃金比率の情報公開などにより、経営効率化が賃金へ反映されるような仕組みを整備する。
- 法的規制をサービスを行う上での最低基準に留める。特に、地域包括ケアの観点から、種類の異なるサービスも含め、生活圈域単位程度での人員配置基準を設定する。加えて、個々の管理能力や資質によって決定されるべきサービス提供責任者の配置基準やケアマネジャーの保有プラン数を撤廃する。
- 地方分権による権限委譲を進める一方で、法令に定める基準を超えた厳しい指導実態を是正し、運用の適正化を図る。

自宅で生活を続けるためのサービスの充実

【課題】

住み慣れた地域での生活継続を望む声は大きいものの、特に重度者は家族介護に頼らざるを得ない現状があり、在宅向けサービスの不十分さや供給不足感が、結果的に施設等に頼らざるを得ない状況を作り上げ、施設への待機者を増加させる要因となっている。今後独り暮らしや高齢世帯、認知症高齢者が増加する中、在宅介護の機能強化・体制整備が必須である。具体的には以下のような検討を行うことで24時間365日安心・安全なケア体制を構築すべき。

【具体的施策】

- 毎日あるいは1日の中で短時間で頻繁に訪問する巡回型、夫婦など複数の利用者への集団型、緊急対応型など、個々の状況に応じて包括的かつ柔軟なサービスを提供可能とする。
- 夜間対応型訪問介護事業所の活用や、高齢者専用賃貸住宅への小規模多機能型居宅介護事業所の併設なども含めた新しいタイプの住宅を地域ニーズに応じて整備する。
- 家族介護の負担を軽減するための現金給付等の支援策や、元気な高齢者など地域住民が要介護者を支えるための環境整備を行う。

施設の在り方の再定義

【課題】

特別養護老人ホーム(特養)は、行政措置対象施設としての機能をほぼ失っているものの、依然として補助金・免税や参入規制等によって優遇措置を受け続けており、実質的に同様なサービスを提供している有料老人ホーム等との競争条件が同一ではない。また、参酌標準や総量規制による実質的な供給抑制や全国共通の設置基準が、特に大都市部における施設不足を深刻なものとしている。したがって、利用者にとって分かり易く、需要に応じて質の高いサービスが供給されるよう、以下のような改革を行うべき。

【具体的施策】

- 保険財政や地域間格差に一定の配慮をしつつ、参酌標準および総量規制の在り方を見直す。
- 自宅や住み慣れた地域内の集合住宅等において利用する「居宅」サービスと、個々の事情や本人の希望により施設等に入居する「施設」サービスの分類に再定義することにより、利用者にとって分かり易い体系へ整備する。
- 株式会社や社会福祉法人等の多様な事業者が同一条件下で自由な競争を行えるよう、介護事業は原則として課税対象とする。その際、セーフティネットの在り方について、公的機関が行うべきサービスも含め整理する。
- 住民税非課税世帯が特養入居時のみ食費・居住費等の補助を受けられる現状を見直し、利用者の資産状況も考慮し、支払能力を適切に判断した上で、補助の在り方を再検討する。その際、経済的に困窮している国民の最低限度の生活は介護保険ではなく、生活保護として確保する。

利用者の選択に資する「質の見える化」

【課題】

介護が必要になった際、身体状況の維持・回復に向けた質の高いケアを提供する事業者を、利用者が自らの判断に基づいて選択可能であり、それを通じて優良な事業者の事業拡大と悪質な事業者の淘汰に繋げることで産業全体の活性化が図られるよう、以下のような施策を行うべき。

【具体的施策】

- 有資格者や常勤者数といった基本情報に加えて、リスクマネジメントや事業者独自のサービス、要介護度の改善状況などを網羅的に組合わせたサービスの質を測る評価基準の策定によって「見える化」を進め、サービスの質や透明性を確保する。
- 情報整備に加えて、自治体独自のサービスや民間の事業も含めた総合的な相談窓口としてのワンストップサービスを提供する機関として、地域包括支援センターの役割を強化する。
- 規制の合理化に便乗する悪徳事業者を排除するため、利用状況等のデータを有効活用し、不正請求等に対して、市町村等や利用者自身による事後チェック機能を強化する。また、介護費用と効果の関係について全国規模での分析・検証を行い、医療分野とも連携した上で包括的にサポート体制を強化する。

介護保険の持続的発展に向けて

【課題】

介護保険制度の財政規模は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には19～24兆円にも達すると推定されており、サービス利用者の自己負担を1割とし、事実上賦課方式に近い形をとっている現行制度のままでは、今後の保険料高騰は必至である。介護保険制度を持続可能とするためには、以下のような検討を行うべき。

【具体的施策】

- 多様なニーズに基づくサービスの選択の幅を広げるために、介護保険外サービス(民間保険の活用も含めたいわゆる混合介護)の利用を促進する。
- 要支援者は介護保険対象外の地域支援事業とし、介護保険においては重度者に対するケア体制を強化する。
- 利用者の自己負担割合を引上げ、高額なサービスを利用していることに対する意識付けを行う。

保育分野

基本的な問題意識

- 少子化の進行により労働人口の急減と国の成長力の大幅低下が懸念される中、有効な対処策の一つとして、女性の労働力率を上げていくことが求められており、女性が安心して働き続けられる環境整備が必要。
- 待機児童問題の解消や潜在的な保育需要への対応は喫緊の課題。質の確保と量の拡大を両立する事業運営と、多様化する利用者ニーズに応えるサービスの提供を図るためには、民間事業者の創意工夫や経営資源の一層の活用が鍵。

改革の課題

幼保一元化の実現

- 主に専業主婦(夫)世帯が利用する幼稚園のニーズは減り、定員割れも発生している一方、共働き世帯のための保育所は待機児童が一向に減らない状況下、文部科学省・厚生労働省による縦割り行政・制度を融合し、すべての就学前児童を対象とする一元的な教育・保育制度を構築すべき。

新たな保育制度の詳細設計

- **直接契約方式の導入、「保育に欠ける」要件の見直し**
利用者自らが保育所に直接申し込み、契約を結ぶ利用方式を導入すべき。また、保育所の入所要件を、保護者の就労状況・形態の多様化など近年の実態に即した基準に見直すべき。
- **利用者補助方式への転換、保育料設定の柔軟化**
運営費を事業者へ補助する方式から、保育の必要度に応じて子育て世帯に公費を配分する利用者補助方式へ転換すべき。併せて、公的補助を使って受けられるサービス対象を、認可保育所に限定せず、認定こども園や自治体独自の保育施設、事業所内保育施設、保育ママ、ベビーシッター等にも広げるべき。また、保育料については、一定の上限を設けた上で、保育所が柔軟に設定できるようにすべき。

イコールフットिंगによる株式会社等の参入促進

- 同じ民間の認可保育所にもかかわらず、社会福祉法人等と株式会社等の中でイコールフットिंगが図れておらず、保育所の設置主体制限は撤廃された(平成12年)ものの、株式会社等の参入は一向に進んでいない。以下の措置を講じ、阻害要因を取り除くべき。

社会福祉法人以外の民間事業者にも施設整備に係る補助を行う。

運営費の使途範囲における各種制約を全般的に見直す。配当支出についても、一定の配当性向を定め、その範囲内で認める。

二重会計処理を不要とし、それぞれの法人種別に即した会計基準のみの適用でよいこととする。

地域の実情に応じた施設の設置の促進

- 全国一律の施設基準により、認可保育所はここ数年、年100箇所前後の微増ペースでしか増えていない。定員は増えても、かえって潜在需要が喚起され、待機児童数が減らない状況。地域の実情に応じた柔軟な設置を認めるべき。

保育所の最低基準は、戦後の制定以来ほとんど改正されておらず、各基準の科学的・実証的検証を求めてきた。地方への権限委譲に際しては、ほふく室等の面積、職員配置、職員の資格要件などを参酌基準とすべき。

調理室の必置規制を見直し、給食の外部搬入方式を容認すべき。

保育所等の運営状況の把握

- 実際の施設運営に投入されている公費がどの程度なのか把握するため、認可保育所を含むあらゆる保育施設における収入と支出の最新状況を、施設種類別、設置・運営主体別および地域別に調査し、公表すべき。

多様な保育・子育て支援サービスの拡充

- 認定こども園制度の運用改善
二重行政による弊害の解消。
財政的支援の継続・拡充。
- 保育ママの拡充
実施基準・ガイドラインの適切な策定。
対象児童の拡大(「保育に欠ける」要件の撤廃)。
民間の保育ママサービスの指導監督基準の適正化。
- 病児・病後児保育サービスの拡充
施設型への補助の見直し。
- 放課後児童クラブの拡充
待機児童数の正確な把握。
大規模クラブの解消に向けた方策。
新たな制度体系における既存クラブへの配慮、小規模クラブの在り方や支援の検討。

保育従事者の養成と確保に係る対策

- 保育サービスの供給拡大には保育従事者の大幅増が必要。保育士資格はないが、育児経験を持つ意欲ある者など多様な人材を積極的に活用すべき。
保育人材の需給予測。
保育ママの活用。
保育士資格制度の見直し。

「子ども手当」に関する見解

- 用途制限を付したバウチャーで支給すべき。保育施設やベビーシッターなどの保育サービスや幼児教育関連サービス、育児用品などの物品類など利用できる対象を「子育て」に限定。

農林水産業分野 (農業分野)

基本的な問題意識

我が国の農業をビジネスチャンスに溢れた魅力ある成長産業、世界的なニーズを取り込めるグローバル産業へと転換させるには、意欲と能力のある農業経営者が自由に農業経営を行うことが必須。そのために、足枷となっている様々な規制を廃し、改革を進めて市場メカニズムに基づいた競争環境を整備する。

改革の課題

農協経営の適性化: 農協への金融庁検査・公認会計士監査の実施

- 農協は、多くの都道府県で地方銀行・信用金庫に次ぐ貯金シェアを確保する巨大金融機関であるため、農協の貯金者保護は重要な政策課題である。したがって、貯金者保護を目的として他の銀行・信用金庫等には行われている金融庁検査を農協に対しても行うべきである。
- 公認会計士監査は、株主及び組合員等出資者のために財務情報の信頼性の確保を目的に行われるべきものである。農協に対しても、早急に公認会計士監査を導入すべく、農業協同組合法を改正すべきである。

農地改革の促進: 農業生産法人要件の更なる緩和

- 第171回国会において可決された「農地法等の一部を改正する法律」では、構成員要件(出資者要件)につき、株式会社等の関連事業者による農業生産法人への出資上限が、最大で2分の1未満まで引き上げられている。しかしながら、(民間企業の販売ノウハウを用いたマーケティング戦略の活用等の)事業の効率化のためには、関連事業者が過半数の議決権を保有できるよう、出資者要件を更に緩和すべきである。
- 事業要件については、様々な創意工夫を凝らした新ビジネスの足かせとなる可能性があることから撤廃すべきである。
- 業務執行役員要件についても、一般企業において経営者と労務従事者を分離した上で経営者は企業経営に特化している場合が少なくないことや、農業生産法人参入企業は農作業への従事よりも、経営ノウハウや販売網の活用、マーケティング力や営業力の発揮を期待されていることが多いことから合理的であるとは言えず、撤廃すべきである。

米政策改革: 米の需給調整システムの見直し

- 平成22年度より実施予定の米戸別所得補償モデル事業は、米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家に対して所得補償を直接支払により実施することとされている。
- しかし、この事業は、生産数量目標の遵守を補助の要件とする点で、現行の生産数量調整制度に内在する非効率を温存する。特に、主業農家以外の小規模・趣味的農家も補償対象とするため、規模拡大や集約化が妨げられる。
- 戸別所得補償制度は、生産目標等を廃止し、対象を限定した上で、現在の非効率な農業補助金削減の代償として導入すべきである。あるいは、世界市場の中で我が国の農業が成長できるよう、EPA/FTA等の締結を推進することの代償として導入すべきである。一方、小規模農家が農地を売却したり林地に転換して農業から転業ないし引退する際には、1度限りの特別な戸別補償を行うべきである。
- このような戸別所得補償制度は、農業経営者に自由な経営判断による創意工夫と、農地集約化・規模拡大を促し、国土を保全しながら、世界的な食料需要の増大や付加価値の高い農産物需要への対応を可能にする。

農業委員会改革: 農業委員会の在り方の抜本的見直し

- 農地法等の一部を改正する法律においては、農地の利用許可権限を有する農業委員会の役割が以前にも増して重要となっている。しかし、農業委員会の構成員は大多数が地元の農業者であるため、これまで農地の利用調整や転用判断において利益相反行為や恣意的な運用が数多く指摘されてきた。
- 農業委員会の中立性を高めるため、その構成員の大幅な見直しや市町村・都道府県等への権限移譲等を行うべく、農地法や農業委員会等に関する法律を改正すべきである。

農業共済の見直し: 農作物共済(米・麦)にかかる当然加入制の廃止

- 農業共済は、農家が掛金を出し合い共同財産を積み立て、災害を受けた農家はその共同の財産から共済金を受け取る仕組みである。
- 農業共済の1事業である農作物共済は、知事の定める基準面積以上(例えば水稲の場合、都府県で20～40a、北海道で30a～1ha)の米・麦生産者に、全耕作地について強制的に加入することを義務づけている。
- これは、民間保険の参入を阻害し、経営者の経営判断の自由を奪っている。このため、農業災害補償法を改正し、米麦の当然加入制を廃止すべきである。

コメの検査・表示制度の改革: DNA鑑定による表示の実現

- JAS法に基づく産地・品種・産年の表示は県毎に産地品種銘柄として設定されたものに限られているため、新たに品種開発したコメは県毎に申請が必要となる。これでは非常に煩雑なため、民間企業による品種開発のインセンティブが働いていない。この結果、日本では、例えば米国等と比べて品種開発の件数が著しく低い。
- また現在のコメの検査・表示は以下の通り非科学的な方法で実施されている。しかし、DNA鑑定を用いれば品種の確定が科学的に可能となり、品種混入の定量的な把握ができる。産地・産年の確定については、DNA鑑定機関が現地に出向くことで確認ができる。

【検査】品種 = 農産物検査員による、コメの外観の確認、産地・産年 = 視覚及び嗅覚、水稲共済細目書等の書類確認
【表示】農産物検査法に基づく品位等検査を受け、証明を受けたコメのみ、品種、産地、産年の表示が可能

- したがって、早期に農産物検査法を見直し、DNA鑑定による表示も可能とすべきである。

農林水産業分野 (林業分野)

基本的な問題意識

森林保全に必要な規制が欠けているため、無秩序な皆伐作業が行われたり、非経済林に必要な間伐が行われていないなど、国土保全に問題を引き起こしている。

さらに林業は、欧米では繁栄しているが、日本では不振である。効率的な林業経営には、広域的に路網を整備し、施業集約を行うことが前提となるが、日本では、それに必要な制度インフラの整備が不十分であることが大きな原因である。

したがって、森林の保全・整備ルール等に関する制度改革が必要である。

改革の課題

保全・整備ルール等の再編

- 森林の保全・整備のためには、森林法を改正すべきである。具体的には、非経済林に対しては無秩序な皆伐の禁止や間伐の義務化等に関する森林保全ルールを、経済林に対しては、森林の更新・育林・間伐・主伐等の森林整備ルールを再編すべきである。

森林情報(所有者・境界)の整備のための省庁間連携の推進

- 森林情報は施業集約に不可欠である。このため、地籍調査を進展させ、所有者・境界を早急に明確化すべきである。あわせて、境界確定等の効率的な実施のため、農林水産省(林野庁、農村振興局)および国土交通省(土地・水資源局、国土地理院)は、地図・地形データ等の活用を促進するため、国土情報の整備に関して、連携すべきである。

施業集約に資する仕組みの導入

- 効率的な林業経営には、広域における路網を整備することが前提となる。そのためには、一部の所有者の合意がなくても、路網の開設が認められる仕組み(例えば、都道府県の認可を受けた組合が所有者の過半数(面積割合)の同意に基づき開設)を導入するよう森林法を改正する必要がある。

農林水産業分野 (水産業分野)

基本的な問題意識

海外の漁業国においては、科学的根拠に基づく資源管理の徹底により水産資源の急速な回復に成功し、水産業の活性化を実現しているが、我が国では乱獲による水産資源の悪化により、現在の漁業経営の多くは立ち行かなくなっている。水産業の再生には、現行の資源管理の仕組みを根本的に改め、科学的根拠に基づく水産資源の適切な保存と管理を徹底し、水産資源の持続可能性を回復させ、漁業経営の持続性を確保しなければならない。

改革の課題

持続的な資源総合利用のための基本的なビジョンの策定

マサバやスケトウダラのように、エリアによっては、資源量がピーク時と比べ約15%程度まで激減し、禁漁すべき危機的な水準となっている魚種であっても、科学的根拠を軽視し、資源の回復しがたい総漁獲可能量が設定され、非持続的な漁業が行われている。

【課題】まず最大持続可能生産量の実現を目的とする生物学的管理目標を算定する。つぎに、算定された資源量に見合う漁船数や資源量を維持・回復させるまでの期限などに関する「資源の持続的な総合利用のための基本的なビジョン」を策定する。また科学的根拠に基づく資源管理の概念を柱とするよう漁業法の改正を行う。

ITQ(譲渡可能個別漁獲割当)方式の早期導入

現行の漁獲の制限方式は、早い者勝ちであるオリンピック方式(日本全体の総漁獲が目標量に達した時点で漁獲を制限)が基本である。このため、重量当たり単価が極めて低い未成魚の漁獲まで促し、資源の枯渇をもたらしている。また無秩序な漁船の大型化等の設備投資の激化をももたらしている。

【課題】資源回復のために、業者毎または漁船毎に、生物的管理目標に基づいた漁獲枠を割り当てる。さらに漁獲枠の取引を可能にするため、ITQ(譲渡可能個別漁獲割当)方式を導入し、漁業の生産性向上を実現する。

資源量の豊富な資源の利活用

資源量が豊富なさんまの総漁獲可能量は100万トン以上に設定しても資源に悪影響を与えないにも関わらず45万トン程度に設定されている。また政省令によって漁法も制限しているため、まき網やトロール漁船が漁獲できず、加工業やミール業、養殖業などに十分に供給されず、豊富な資源が有効活用されていない。

【課題】最大持続可能生産量を実現する総漁獲可能量を、科学的根拠に基づいて設定する。また政省令におけるさんま漁業に関する漁法を制限する規定を廃止する。

農林水産業分野 〈農林水産業共通分野〉

基本的な問題意識

農業協同組合、森林組合および水産業協同組合(以下併せて「農林水産業協同組合」という。)と新規参入法人等とのイコールフットイングを図り、公正かつ自由な競争を促進するための基盤整備を行う必要がある。

また、農林水産業に関連する事業者の経営の多様化等にかかる金融ニーズに適切に対応するため、各信用保証事業について、省庁間の縦割りを越えた制度改革が必要である。

改革の課題

農林水産業協同組合の各連合会に対する独占禁止法の適用除外の解除

- 独占禁止法(昭和22年法律第54号)においては、農林水産業協同組合の連合会に対して、共同経済行為(共同生産・共同販売等)を同法の適用除外として許容している。このため、例えば、高水準の系統利用率・市場占有率を有する連合会がりんご等の青果物にかかる出荷調整(出荷抑制、産地廃棄等)を、一定の地域・時期で実施できるが、このことは、市場における公正かつ自由な競争を阻害し、一般消費者の利益を損ねている。競争促進および一般消費者の利益確保の観点から、農林水産業協同組合の各連合会については、適用除外を解除すべきである。

農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保証制度の統合に向けたデータベースの共有化

- 中小企業が金融機関から借り入れをする場合に利用できる信用保証事業としては、農林水産省が所管する農林水産業信用保証保険制度(「農林水保険」)と経済産業省が所管する中小企業信用保証制度(「中小保険」)が存在する。例えば、中小企業が農産物の「加工・販売」をする場合に「中小保険」を利用できる。しかし、中小企業が農地を借りて、農産物の「生産」に新規参入する場合には、「農林水保険」を利用せざるを得ない。農産物の「生産」が「中小保険」による保証の対象外業種であるため、利用できないからである。しかし「農林水保険」においては、「中小保険」で既に導入している保証利用者毎の財務諸表等に基づく保証料率の算定および信用リスク情報のデータベース化ができていない。金融機関のリスク把握の迅速化の観点から、元来「農林水保険」と「中小保険」との統合をすべきである。少なくとも、両制度のデータベースの共有化に向けた「農林水保険」のデータベースの構築を図るべきである。

基本的な問題意識

透明性が高く信頼性の高い不動産市場を形成することにより、土地の有効利用を促し、経済社会を活性化させることや、都市空間の有効利用や市街地環境整備のための制度を見直し、都心集積を促進することにより、活力に満ちた経済効率性の高い都市を創造すること、及び建築物の信頼性の向上や老朽化した建築物の更新を促進し、安全・安心な住環境を整備することなどを実現する。

改革の課題

老朽化マンション等の建替えの促進

- 1970年代からマンションの大量供給が始まり、平成20年末で築30年を超えるマンションは約73万戸、25年末には約129万戸(1.8倍)になり、また、旧耐震基準(S56年以前)で建築されたマンションは、約106万戸もあると言われている。その中で、建替えが完了した事例はわずか137件にとどまり、現行制度において建替えを行うことは大変な困難を伴うものであることを示している。

老朽化した分譲マンション等の建替えを行うには、区分所有者及び議決権の各4/5の賛成が必要となる建替え決議が必要であること、現在のマンション敷地以外での建替えが認められないことなどの区分所有法上の問題があるほか、マンションの占有者が賃借人である場合には、明渡しを求めるための裁判等に長期間を要したり、立ち退き料の支払いを主張される場合があるなど、様々な阻害要因があり、これらの阻害要因を排除する必要がある。

公営住宅における新規入居者への定期借家契約の全面的な導入等

- 住宅困窮者に対して住居を提供するという公営住宅の本来の目的を適確に果たすために、入居後の収入の超過等、入居基準に関するチェックを定期的に行い、入居基準を満たさない入居者への住み替えを促す仕組みとして、定期借家契約の締結は極めて有効であり、その全面的な導入を図る。併せて収入超過者に課される割増家賃の設定にあたっては、市場家賃水準以上とし、収入超過者の自主的な住み替えを促すインセンティブとすべきである。

土地収用法の積極的な活用

- 公共事業における用地取得の適正な進行管理が、取引費用を抑制し、ひいては納税者の利益に資することから、用地取得に関する運用改善及び収用手続の早期化を図ることが重要である。このため、事業認定の申請・取得の早期化を促す効果が期待される事業認定基準の公表、現場での用地取得の早期化の動機付けとして「3年8割ルール」*の徹底、将来の紛争予防の観点から事業認定が行われたことの周知徹底などを図るべきである。

(* 公共事業の用地取得にあたって、事業に必要な用地の範囲を示す幅杭の打設後3年又は用地取得率80%のいずれか早い時期までに収用裁決申請等の手続きに移行するというルール)

公共事業に係る費用便益分析の適正化

- 公共事業の実施に際して、費用便益分析が活用されているが、その実施体制や手法に関する政府統一的な準則が定められておらず、事業官庁自らが分析主体となるため、事業を実施・継続することが目的化され、費用と比較して便益が過大に算出されるなどの問題が指摘されている。

費用便益分析の適正化のためには、公共事業の執行サイクルにおいて費用便益分析をチェックする機能を担う官庁が、従来からの分析結果・分析手法の正確性・妥当性のチェックを通じ蓄積したノウハウを生かし、各事業に共通した費用便益分析に関する一般的基準、ガイドライン、事例集等を作成し、便益の算出やデータの取捨選択等の規範として事業官庁に示すべきである。また、第三者が費用便益分析の正確性等を検証できるように分析結果のみならず使用したデータや分析過程などを詳細に公表することが重要である。

容積率規制の見直し等

- 都心部のオフィス密集地において、住宅用途の容積率が緩和されれば、職住近接が実現し、当該地区に住む者にとっては通勤の利便が図られ、また、都市縁辺部から通勤する者にとっては通勤鉄道の混雑緩和という利益がもたらされることとなる。このような規制緩和を行った場合、交通施設、ライフライン施設、教育施設等のインフラに対し、どのような影響を及ぼすかなどについて、詳細に調査検討すべきである。また、都心部における複合的な用途を積極的に誘導する「混合用途地域」を創設すべきである。
- 容積率規制の趣旨はインフラに対する負荷の制限と良好な市街地環境の維持にあるとされているが、エレベータの床面積の容積率への算入について、エレベータのかごは1つしかないにもかかわらず停止する全ての階数分の床面積を算入する方式になっていることは、容積率規制の趣旨からしても過剰である。容積率への算入については、1階分のみとし、その他の階数分については、容積率に算入しないこととすべきである。

通勤鉄道における時間差料金制の導入について

- 通勤混雑を緩和し、快適な通勤を確保するためには、都心部の住宅用途の容積率緩和と併せて、オフピーク通勤を推進し、ピーク時の需要の分散を図る「時間差料金制」の導入が有効な手段である。
国土交通省は鉄道事業者と共に、その導入に伴う制度的課題、定期券及び自動改札機のシステム等に係る技術的課題、実験的導入の可能性等について検討を進めるとともに、現行では上限から割り引くことがことしかできない鉄道事業法の運賃の上限認可制度について見直しを行い、全鉄道事業者横断的な時間差料金制の構築が可能となるようにすべきである。

地震保険制度の在り方の見直し

- 地震保険は、建物の倒壊リスクに応じて厳格に保険料率を定めることにより建物の耐震化の促進に寄与するものであるが、現在、地震保険料率は、建物の倒壊リスクの大小にかかわらず一律に定められており、建物の耐震化を促進するものとはなっていない。地震の被害は、事前の建物の耐震化の取組によって最小化することが可能であり、国家全体の耐震化の促進のためにも倒壊リスクに応じた地震保険料率の設定方法に見直すべきである。
また、地震保険料率は、損害保険料率算出機構が定める基準料率を各損害保険会社がそのまま採用している。基準料率の策定にあたっては、決定した料率のみが公表されているだけであるが、その策定手続も国家全体の地震被害の最小化という目的と関係する以上、公平性と透明性が確保されている必要があり、専門的知見を有する第三者の意見を聴取するなど、その在り方を見直すべきである。併せて、民間の保険会社による自由度の高い地震保険料率の設定が可能となるよう措置すべきである。

都市交通基盤等の整備

- 国際的水準の都市づくりを実現するためには、整備が進んでいない都市計画道路について、整備目標年限を定めた上で、その早期達成に努めることが重要であるため、公共用地取得に係る財源確保及び執行体制の強化を図り、また、完了期間宣言路線といった取組を拡大して、供用を早める取組を強化するなど、都市計画道路の整備を進捗させる取組を徹底すべきである。

航空・空港分野

基本的な問題意識

中長期的に、アジアを中心として、欧州、米国等世界各国との間における航空需要の増大が予想される。2010年の羽田空港および成田空港の空港容量拡大が迫る中、日本が国際競争力の強化を図り、世界、とりわけアジアの中で重要な役割を担っていくためには、未来志向に基づく大胆かつスピード感のある改革を進める必要がある。

改革の課題

首都圏空港の戦略的活用

【課題】

- 2010年の羽田・成田空港の再拡張によっても、首都圏の空港容量は近い将来に再び満杯になることが予想されている。今後増大する国際航空需要に対応し航空自由化を促進するためには、羽田空港の更なる国際化を推進しつつ、首都圏空港の容量の拡大が必要。

【求められる改革】

2030年頃における首都圏の空港需要94万回に対応した発着枠の確保。(内訳: 羽田空港60万回程度、成田空港30万回程度)

羽田空港

- 羽田空港の更なる国際化の推進。(当面、昼間国際線3万回から最低限6万回への倍増、利用者利便に基づく就航先選定)
- 深夜早朝時間帯における、長距離国際線の大型機の運航を可能に。(C滑走路延伸の有効活用・早期完成)
- 飛行方式の改善等により発着枠を49万回へ拡大。さらに、発着枠60万回に拡大する第5滑走路建設を検討。

成田空港

- 2010年に22万回に拡大される成田空港の発着枠の、30万回への拡大へ向けた空港会社の取り組みを支援。

首都圏二次空港

- 首都圏二次空港(横田、茨城空港等)の活用。

航空自由化・航空会社の競争力向上

【課題】

- オープンスカイ政策が世界的に拡大する中、国際競争力および消費者利便性の向上を図るためには、相互に乗り入れ地点、便数の制約をなくす航空自由化による、国際航空ネットワークの構築が必要。
- 航空会社の競争力向上のために、人材、航空機材などの面でグローバルな資源の活用のための環境整備が必要。

【求められる改革】

- アジアの他、欧米等との航空自由化交渉の更なる推進。
- 首都圏空港を含めた自由化を目標とすべき。
- 諸外国との間における、航空機および部品、運航乗務員の免許についての相互承認の推進。
- 外資規制の撤廃と外国航空会社による国内運航を可能とする制度改革。

空港の管理・運営制度の在り方

【課題】

- 配置的側面からみたインフラ整備は概成したものと考えられる。今後は、周辺アジア諸国に比べて高い空港使用料への対応を含め、空港の民営化等も見据えた上で、既存ストックの有効活用による効率的・効果的な管理・運営制度が必要。

【求められる改革】

- 完全民営化が予定されている3空港(成田、関空、中部)につき、民営化の推進および民間ならではの創意工夫が発揮できる環境整備の実施。国の関与を必要最小限にし、なるべく自由な資本構成を確保。
- 3空港以外の空港につき、空港整備勘定(旧空港整備特別会計)を見直し、各空港を独立採算の株式会社に改組した上で、将来的に民営化を促進。
- 時間帯別料金制度など需要等に応じた弾力的な空港使用料体系の導入。

基本的な問題意識

- (1) 産業構造の転換スピードが加速したことなど経済の構造変化に柔軟対応し、また多様化する労働者のニーズに応えるため、就労形態の多様化と円滑な労働移動を可能にする。
- (2) 労働者の安定した生活を支えるため、労働市場への早期復帰を促し、また仕事を探しやすくする等のセーフティネットを整備する。

改革の課題

円滑な労働移動を可能にする労働市場の整備

雇用契約の明確化と労働市場の整備

- 現在の労働法制が労働市場へ与える影響を検証し、問題があれば、当事者の自由な意思を尊重した合意に基づき、予測可能性が高まるような立法措置を講じていく。

退職金税制・企業年金制度

- 多様な働き方を選択する労働者のニーズに合致した制度を構築すべきである。具体的には同一企業に長期雇用されている者と転職者等の間にアンバランスが生じないような課税の仕組みを検討する。企業年金については、転職時などに更に持ち運びがしやすくなるような制度設計が必要。

働き方の多様化に見合った労働環境の整備

有期労働契約の見直しを含む多様な労働契約の在り方

- 労働者のニーズに合致した多様な雇用類型を制度化すべきである。例えば、雇用期間、賃金の在り方、業務内容について様々な選択を可能にする雇用契約の実現を図る。また、有期労働契約の契約期間の上限を少なくとも10年に引き上げるべきである。

労働者派遣制度の在り方

- 正規雇用を望む労働者に配慮しつつ、派遣労働者がより安心して働ける環境を整備すべきである。
- 規制強化が労働市場や雇用情勢に与える影響を検証し、悪影響があるのであれば、望んで派遣労働を選択している者の働く機会を喪失させ、派遣労働力に頼らざるを得ない中小企業の経営を圧迫するような事業規制はすべきではない。

派遣と請負の区分と具体的当てはめの合理化

- 労働者派遣事業に該当するか否かにつき、「派遣と請負の事業区分に関する基準」(37号告示)等が定められているが、位置付けが曖昧なものに加え、それに基づく運用内容に問題が多いことから、労働者派遣法の趣旨に則って見直した上で、法令化すべきである。

理容師・美容師資格制度の在り方の見直し

- 就職機会を拡大する制度を検討する。例えば、理容師・美容師資格につき、同一施設での両資格者の混在勤務等を可能にする。

セーフティネットの在り方

職業訓練の在り方

- 労働者や企業のニーズに合致した職業訓練の実施が可能となる仕組みを構築する。例えば、教育訓練給付制度における要件を緩和し、雇用保険の被保険者期間が短期のものも利用可能となるようにすべきである。

最低賃金制度の役割を明確化

- 最低賃金については、引き上げが所得分配や雇用に与えた影響等に関し、労使双方について事後検証を十分に実施し、その結果を国民に開示するとともに、施策へ反映させていくべきである。

生活保護の役割を明確化

- 労働市場への早期復帰を促し、仕事を探しやすくする制度を構築すべきである。生活保護については、自立を助長する観点から、勤労意欲を維持、増進させ、また保護脱却へのインセンティブを与える仕組み作りを推し進めることがますます重要である。

雇用保険の受給資格要件の緩和

- 現状対象外となっているが、最も手当が必要な、雇用見込み期間6ヵ月未満の労働者へも受給対象を広げていくべきである。

教育分野

基本的な問題意識

- 豊かで創造性溢れる国づくりの基盤となる教育の再生・質の向上を図ることは喫緊の課題。公教育の質を高め、信頼を確立することが必要。
<学習者(児童生徒・保護者)本位の教育の実現に向けて>
(1)学校の質の向上に向けた改革 (2)教員の質の向上に向けた改革 (3)教育に関する諸制度の改革
- 知識基盤社会の進展やグローバル化による競争が激化する中、我が国が持続的な成長を遂げるため、高等教育や研究の充実を通じて、世界トップクラスの学力水準を確保し、国や社会の活力の源泉となる「知」の力を強化していく取り組みが急務。
(4)大学における教育・研究の質の向上に向けた改革

改革の課題

学校の質の向上に向けた学校に関する評価・情報公開・選択

- **児童生徒・保護者による学校評価制度・教員評価制度の確立**
教員の指導力等の影響を最も受ける学習者の真の意向を反映した学校評価・教員評価を通じて、学習者の視点から学校の教育活動等の成果を検証し、その評価結果を各教員および各教科の授業改善に適切に繋げる必要がある。
 - － 個別の教員および教科を特定した形式で評価を実施
 - － 学習者の真の意向を反映させるためにも、被評価者が評価者を特定できないことがないよう、評価における匿名性の担保を十分に配慮した上で実施
- **全国学力・学習状況調査における学校ごとの結果公表**
全国学力・学習状況調査の結果は、あくまでも個別の学校に関する情報公開の一環として適切な学校選択のための基本情報となるものであり、教育を受ける学習者および納税者に対する説明責任の観点からも、自治体ごとや各学校の学年、学級、教科等ごとの結果を公表すべきである。
- **学校選択制の普及促進**
学習者がニーズに合った学校を自由に選べる機会を提供することを通じて、保護者の学校教育への関心が高まり、「学習者に選ばれる学校」を目指して、学校運営における学校自身の創意工夫・切磋琢磨が促され、教育の質および多様性の向上が期待できることから、学校選択制の更なる普及を促進するべきである。
- **就学校の変更が相当と認められるルールの運用の徹底**
学校選択制が導入されていない市町村においては、「いじめへの対応」、「通学の利便性などの地理的な理由」はもとより、特に「部活動等学校独自の活動等」が就学校の変更のひとつの理由であり、保護者から申立があった場合は、就学校指定時・在学中にかかわらず変更が認められるとの運用について、更に厳格に徹底すべきである。

教員の質の向上に向けた採用制度改革

■ 学習者本位の教員の在り方 (特別免許状の授与を前提とした採用選考の更なる推進)

教員免許状を有しない有為で多様な人材の採用選考等、教員登用の複線化を進めることは、多様な人材同士の切磋琢磨を通じた教員の資質向上にとって極めて効果的である。したがって、採用候補者の属する大学等や教員免許状の有無にこだわらず、担当する教科に関する専門的な知識経験または技能を有する社会人等に授与される免許状である特別免許状を積極的に活用することにより、社会での豊富な経験を持つ者や特定分野に秀でた能力を有する者を含め多様な人材に門戸を開放し、世の中から広く人材を募るべきである。

■ 教職大学院修了者の採用・処遇における公平性の確保

教職大学院の修了者が教員としての一定の資質を備えているとの先験的な前提に立って、制度的に大学学部卒業者や一般大学院修了者等と異なる措置を講じることは適当ではない。修了者の実績等を踏まえ、都道府県教育委員会等において選考の公平性に留意しつつ対応すべきである。

■ 教員の採用・昇任における公正性の向上

教員の採用試験や昇任人事を巡る不正は過去にも発生しているという事実を踏まえ、今後不正が発生することを確実に防ぐ仕組みを構築することが必須である。そのため、採用・昇任についての選考の透明性・客観性を高め、採用・昇任が厳正かつ公正に行われることにより教育への信頼が確保されるよう、各教育委員会が実施している採用・昇任における取り組みを周知することにより、改善を促すべきである。

■ 教員養成課程の在り方の検証

「民主党の政権政策Manifesto2009」において、「教員の資質向上のため、教員免許制度を抜本的に見直す。教員の養成課程は6年制(修士)とし、養成と研修の充実を図る。」とされているが、重要なことは教員養成課程の内容であり、単に教員養成課程の期間を延長することが教員の質の向上に直ちに結び付くわけではない。したがって、いわゆる教員養成大学等における教職課程のカリキュラム等が、教員としての適切な資質を担保する適切な機能を果たしているのか、また、教職課程が教育界への多様な人材の参入の障壁となっていないか、などについて検証する必要がある。

教育に関する諸制度の改革

■ 教育バウチャー制度の研究・検討

現在の公立学校の教育の公的補助は学級数・教員数等を基準とする機関補助が中心となっており、学校予算の配分に教育内容・学習者の満足度はほとんど無関係であるのが現状で、学習者の評価が反映されないため学校側に改善努力のインセンティブが働きにくい。教育の質の向上のためには、学習者が満足する教育が効率的に提供される仕組みとして、教育の受け手の選択の結果を児童・生徒数に応じた予算配分にも反映させ、学校側の創意工夫を促し自らの努力で改善を進める仕組み作りが必要である。

■ 教育委員会の在り方の見直し

教育の提供者の論理ではなく、教育を受ける立場の学習者の期待や意見に対して明確な権限と責任に基づいて教育行政が行われるよう、本来地方行政について住民に責任を負うべき首長に教育行政の執行権限を委ねるための道を開くべきである。地域住民の意向の反映はむしろ公選の長の方がより適切になし得ると考えられるため、教育委員会の設置については、地方の自主性・自立性の拡大の観点から、必置制に代えて、首長部局に直属することのできる設置の選択制を導入することが適当である。

■ 公立の中高一貫教育に関する問題点の是正

公立の中高一貫教育が導入された際の国会附帯決議にあるように、いわゆる「受験エリート校」化しないこと、受験競争の低年齢化につながることをしないよう公立学校では学力試験を行わないことなどの趣旨を厳格に遵守し、入学者を定める方法などについて抽選、面接、推薦等の適切な配慮が必要である。また、その趣旨を逸脱していると思われる学校が散見される現状は早急に改めるべきである。

■ 生徒に対する懲戒処分の不適切な運用の是正

高等学校の生徒に対する自主退学、自宅謹慎、学校内謹慎、訓告等の懲戒等については、社会通念上妥当性を欠くような態様で行われるべきではなく、また法的効果を伴う懲戒についても、生徒の個々の状況に十分留意して、あくまでも法令に基づき可能な範囲内で行われるべきものであるため、教育的配慮という名目の下で法に触れない不適切な生徒指導の運用が是正され、適切な対応が具体的かつ迅速になされるよう、指導を徹底すべきである。

大学における教育・研究の質の向上に向けた改革

■ 教育と研究の適切な評価に基づく運営費交付金配分ルールの見直し

大学の主要目的である教育と研究それぞれの質の向上を図るためには、各大学の教育・研究それぞれの努力と成果に応じた適切かつ厳正な評価を実施した上で、その評価に基づいた適切な公費の配分を実施すべきである。そのための前提条件として、大学が教育や研究にどの程度のコストをかけているかを把握するため、大学の会計システムを教育と研究に分離する必要がある。

■ 競争的研究資金における客観的な審査・評価基準の構築

競争的研究資金の配分に関しては、本来、研究成果の期待値が最大になり、また社会的にも最大限の効果をもたらすように、継続的な改善に向け努力していく必要がある。優れた研究は組織・機関が行うものではなく、優れた研究者又はそのチームが行うものであることから、制度の特性を踏まえつつ、評価の単位は組織・機関単位ではなく研究者個人又は研究チーム単位とすることが、適正な評価を行う上では重要であり、優れた研究者を育成・獲得することが大学のインセンティブとして働くようにするべきである。

研究者個人のアイディアの独創性や可能性を重視する分野や若手研究者等を主な対象とする分野などを除いて、研究の評価手法が既に確立している分野の競争的研究資金の審査については、研究成果の予定を記した事前の計画書の内容に即して行うだけでは十分ではなく、研究者の研究遂行能力を示している過去の研究実績を適切に評価し、将来の成果があがる可能性が高い研究者に、競争的研究資金を重点的に配分すべきである。

■ 国立大学法人学長選考の適正化

国立大学法人法の制定により、学外者も参画する学長選考会議で学長候補者を決定する制度が導入されたことにより、形式的には、学内の投票結果に従わなくとも、また投票そのものが実施されなくとも、学長候補者を決定することができることとなった。競争的環境の中で世界最高水準の大学を育成するという制度趣旨のためにも、学長は学長と利害関係のない者によって選考されるべきであり、その透明性、公正性及び正統性に加えて、国民や社会に対する説明責任が確実に担保されなければならない、学長候補者を決定する適切な方法を検討する必要がある。

基本的な問題意識

米欧の金融バブルの崩壊を踏まえつつ、我が国金融・資本市場の国際競争力を強化し、「貯蓄から投資へ」を促進すべく、利用者本位の健全な金融イノベーションが発揮できる環境整備や国内外から信頼される透明で公正な金融・資本市場の確立が必要。

改革の課題

コーポレート・ガバナンスのあり方

我が国がグローバル金融センターとして国内外機関投資家の信認を回復するため、早急にコーポレート・ガバナンスの整備が必要。

▪ 社外取締役のあり方

経営者の説明責任の確保、第三者の視点を入れた経営判断の担保および経営者の暴走等の抑止といった観点からも有効である社外取締役を企業が積極的に取り入れるような制度設計を検討すべき。

▪ ガバナンス機構に関する情報開示

米英では委員会設置会社制度が一般的であるが、我が国においては、独自の監査役制度が一般的であり、各企業が、自らの社外取締役と監査役機能のベストミックスについて国内外の投資家に対して情報開示する仕組みを検討すべき。

▪ エクイティファイナンスの透明性・公正性の確保

第三者割当増資等は投資家保護に問題がある、株式持合は我が国特有の慣習で海外機関投資家に分かりづらいといった指摘があり、エクイティファイナンスに関する情報公開充実など、透明性・公正性を確保する仕組みを検討すべき。

▪ J-SOX法における情報開示のあり方

過度な情報開示を課すことで、かえって市場の公正な価格形成機能を阻害するとの指摘もあることから、四半期開示や業績予測など、内部統制報告制度における情報開示の在り方について検討すべき。

インサイダー取引規制の見直し

我が国証券市場の公正性・透明性を確保し、投資家の信頼が得られる市場を確立するために、通常取引を萎縮させることなく、不公正取引を適切に規制する制度設計を検討すべき。

- **包括条項と個別列挙が並存するインサイダー取引規制の抜本の見直し**
規制されるべき不公正取引が対象から外れたり、通常取引が形式的に規制対象となるといった包括条項と個別列挙の並存による不都合を解消すべき。
- **インサイダー取引規制の軽微基準の拡大**
インサイダー取引の抜本の見直しには相応の時間を要することから、通常取引が萎縮しないよう、持株会社の場合等はインサイダー取引基準を連結ベースとするなど軽微基準の拡大を検討すべき。
- **課徴金に関する事前照会制度の創設**
国税の事前照会制度と同様、インサイダー取引規制に抵触するか否か事前に照会できる仕組みを検討すべき。

危機発生時の有事法制の見直し

米欧の金融バブル崩壊を踏まえ、金融コングロマリット化の進展や我が国金融資本市場のグローバル化・高度化に合わせて、金融危機に対するマクロプルーデンス視点からの望ましい金融監督体制、基準、危機対応態勢のあり方について検討すべき。

合わせて、金融検査の透明性向上に向け、より一層の金融機関と監督当局との「双方向の議論」を行いやすい環境の整備や検査と監督の一層の連携強化による金融検査の質的向上を着手すべきある。

業務範囲規制の見直し

利用者利便を向上し、金融イノベーション促進や我が国金融資本市場の国際競争力強化のためにもシステミックリスクの管理に充分留意しつつ、以下をはじめとする業務範囲規制の一層の見直しを検討すべき。

- **銀行・保険会社本体によるリース業務の解禁**

リース業務、特にファイナンスリースについては融資取引と同種の取引と捉えられ、銀行業務との親和性も高いと判断されることから、銀行本体による取り扱いを検討すべき。

- **銀行・証券のファイアーウォール規制の見直し**

利用者利便の向上や我が国金融・資本市場の国際競争力強化に向け、銀行・証券のファイアーウォール規制の更なる見直しを検討すべき。

- **銀行の保険募集・販売にかかる弊害防止措置の見直し**

銀行等による保険窓販が全面解禁された平成19年から概ね3年後には所要の見直しが行われることとなっており、契約者保護に充分留意しつつ、銀行等の保険募集にかかる融資先規制をはじめとする各種弊害防止措置の見直しを検討すべき。

独禁政策・生活基盤分野（独禁政策）

基本的な問題意識

我が国の経済・社会の活性化のためには、ルールに基づいた自由で公正な競争が行われる経済・社会を実現していくことが重要であるため、公平で予測可能な競争政策を推進すべきである。

改革の課題

公正取引委員会の審判制度の独立性・中立性・公平性の一層の確保

公正取引委員会は、独占禁止法違反被疑事件に対する調査活動（審査）と、審査の結果だされた排除措置命令等に対する争いの判断（審判）の、両方を担当している。しかし、審判制度の影響力の強さに鑑みると、訴追者が審査を同時に行うのは、独立性・中立性・公平性の点で望ましくない。また、審判の結果（審決）に対し取消訴訟を起こす際には、第一審が省略され東京高等裁判所から争うこととなり、憲法で認められた裁判を受ける権利が的確に保障されているかという点でも疑義がある。

したがって、例えば、審判制度を廃止し裁判所に取消訴訟を直接提起する制度にする、又は、公正取引委員会の審判を経ないで直接裁判所に対して取消訴訟を提起できる方法を選択できる制度の導入等、審判制度を改正すべきである。

独占禁止法違反への制裁措置を課徴金制度へ一本化

独占禁止法違反者に対する罰則は、課徴金と刑事罰が併科される仕組みとなっており、憲法39条が禁ずる二重処罰に抵触する懸念があるため、どちらかの制度に一本化するのが望ましい。独占禁止法違反行為は、経済的利得を得ることを誘因としていることが明白であり、違反行為に応じた金銭的不利益処分を機動的に課す方法が効果的であると考えられるため、課徴金制度に一本化すべきである。

不当廉売・「商品を提供しなければ発生しない費用を下回る価格設定」に関する基準の明確化

不当廉売又は「商品を提供しなければ発生しない費用を下回る対価設定」により、他の事業者の事業活動を困難にさせることは、独占禁止法により禁止されている。公正取引委員会は、これらの解釈についてガイドラインを公表しているが、事業者の予測可能性がより適切に担保されるよう、当該市場の競争の状況・程度（事業者への公的な補助・規制・保護等による特段の支援による影響、エッセンシャル・ファシリティの状況等）に応じた、基本的な考え方（共通費の配賦原則をどのように考えるかを含む）についても、明確にすべきである。

独禁政策・生活基盤分野 〈生活基盤〉

基本的な問題意識

平成18年に、多重債務問題の解決等を目的として、上限金利規制の引き下げ、貸出総量規制などを含む貸金業法等の改正が行われた。この結果、貸金業者の廃業や新規貸付停止につながるとともに、比較的信用力の低い層の資金調達の道が閉ざされるおそれがあり、経済情勢の悪化に拍車をかけることが懸念される。

改革の課題

貸金業制度の在り方の見直し

リスクの低い層には低金利を、高い層には高金利を要求する仕組みは、貸し手にとってのリスク分散であるのみならず、借り手が市場から排除されないための安全装置であり、かつ、それによってリスクの高い借り手への融資が可能となるという観点から、上限金利規制の引下げは望ましくないという見方もある。貸出総量規制についても、本来は世帯収入も踏まえたうえで判断されるべき借り手の返済能力を、個人収入のみで計ろうとする等の問題がある。健全な貸し手・借り手に資金を供給できる制度にすることによって、資金需要者のニーズを満たすことができ、資金供給者の経済活動も促進されることが期待される。これらの見解を踏まえ、健全な貸し手・借り手の機会が奪われず、自由な経済活動が行われるよう、市場の実態を実証的な観点から調査・分析し、是正すべき点がある場合には、貸金業制度の在り方を見直すべき。

地域活性化分野

基本的な問題意識

- 「あじさい・もみじ月間」であがる現場の声に答え、地域の生活向上に係る内容や、縦割り行政による弊害、国と地方の狭間に陥る行政上の諸課題など、要望実現に向け鋭意取り組んでいる。
- 地域経済を支える中小企業などのために、地域の実情に応じた規制改革を推進している。

改革の課題

森林バイオマス利用の支障となる行政手続きの簡素化

木くずはペレット化し化石燃料の代替品として、林地残材はチップ化し紙パルプやクッション材、燃料として利用されるなど、ますます森林バイオマスの利用は広がりつつある。

しかしながら、これら森林バイオマスは、性状や取引価値の有無等にもよるがその多くは「廃棄物」とみなされる場合が多く、収集運搬および加工には、廃棄物処理法上の収集運搬業および処分業の許可をそれぞれ取得する必要がある。さらに、事業者への業の許可においては、判断基準のバラツキにより過剰な規制を課す自治体もあることから、許可取得が円滑に進まず、新たな産業育成やバイオマス事業展開の大きな壁となっている。

したがって、どのようなケースであれば業の許可が簡易に取得できるかを示すグッドプラクティス集を作成するなど、森林バイオマス資源を最大限活用できる環境整備を検討すべきである。

また、バイオマス燃料として利用した後の燃焼灰は、肥料としての活用が期待される場所ではあるが、現在は「廃棄物」としてコストをかけて処分されることが多い。有害物質を含まない木質ペレット等の燃焼灰については、肥料として取り扱う自治体もあることなどから、燃焼灰の円滑なリサイクルの仕組みを検討すべきである。

市町村合併の影響を踏まえた既存制度(農村地域工業等導入促進法)の見直し

- 全国的に市町村合併が進展する中、合併前の市町村で適用されていた税制上の優遇措置が、人口等の要件を満たさなくなり受けられなくなるケースが相次いで発生しているとの声を聞く。

例えば、農村地域工業等導入促進法では、人口等一定の要件を満たせば、工業等の企業立地を税制などで支援することとなっているが、その支援地域は「村」であることに変わりがないにもかかわらず、合併による人口増加により、農村地域要件を外れるケースがある。

したがって、同法適用の判断基準について、一律の数値基準で適用可否を決定するのではなく、農村地域の指定に一定の配慮を行うなど、来年3月末に時限を迎える過疎地域自立促進特別措置法などの問題意識を踏まえ、農村地域要件の見直しを検討する必要がある。

過疎地における福祉・介護サービスの弾力的運用

- 現在、高齢者、障害者に係る行政サービスは、高齢者は介護保険法、障害者は各自治体の財源と、それぞれ縦割りで管理・運営されている。

しかしながら、過疎地では、人材や施設の不足等から、高齢者のための相談支援を行う地域包括支援センターと、障害者のための相談支援の体制づくりを別々に進めていくのは困難な場合が少なくなく、結果として障害者に対する相談支援が手薄になっていると言われている。さらに障害者支援施設においては、障害者の地域生活への移行に伴う空床の有効活用や、また障害者の共同生活援助(グループホーム)等における定員要件の緩和など課題が多い。

したがって、市町村窓口における福祉・介護の兼務領域の拡大、地域の実情に応じた兼用可能な施設の拡充および利用要件の緩和など、縦割り運用の考え方から脱却し、地域の限られた「人材」や「施設」で多様なニーズに対応可能となるよう、検討すべきである。

直接金融による中小企業の資金調達の多様化

- 金融危機以降、金融機関の中小企業向け融資貸出はますます厳しい状況にある。近年、金融機関を介さない直接金融の中で、社債による資金調達の一つである少人数私募債が、関係法の免除規定や手続きの簡易性、低コストなどの理由から、顔の見えるコミュニティファイナンスとして注目されてはいるが、発行形態や募集対象等、運用上の制約により利用する企業が限られている状況がある。

したがって、少人数私募債制度を整備・拡充し、中小企業の円滑な資金調達を支援することが必要である。

補助対象財産の転用等に係る情報提供・周知の徹底およびフォローアップ等

- 昨年、補助金を使って整備した施設の財産処分において、各府省による承認手続きの画期的な運用緩和が図られた。しかしながら、この弾力化措置が市町村にまで十分周知されておらず、また、第3セクターや公社、外郭団体などについては、10年経過後の財産処分であっても大臣許可が必要となるなど一定の制約が残されているため、運用面で十分な効果を発揮できない懸念がある。
したがって、引き続き各自治体をはじめとする関係者に情報提供・周知の徹底を図るとともに、補助対象財産の転用等に係る実績について適宜フォローアップを行い、補助対象財産のより一層の有効活用に向けて検討すべきである。

自治体ごとに異なる事務手続き等の統一化

- 地方自治法による自治事務について、地域主権の観点から自治体が主体となって決めることは重要ではあるが、申請書の様式等事務手続きまで自治体ごとにバラバラになるのは困るとの意見が多い。特に全国に事業展開する業界団体等から、煩雑であり非効率であるとの意見が多く、近年、「自治体ごとに異なる事務手続きを統一して欲しい」という要望が増えている。
例えば、全国に約5万店あるコンビニエンスストアについては、飲食店営業として各県の条例等で定めた飲食店などの施設基準が適用されており、そのため食品衛生に係る過剰な指導を行う自治体も発生している。
したがって、自治体ごとに異なる必要のないコンビニエンスストアの施設基準については、固有の施設基準の設定や統一的ガイドラインの提示等技術的助言を行うことについて、検討すべきである。

地域観光振興のための多様な宿泊ニーズを満たす宿泊施設の提供

- 近年、グリーンツーリズム、農業体験学習、伝統的な町並みを利用した地域振興の取組が拡大しており、農家、歴史的価値を有する町屋や古民家等の多様な施設への宿泊ニーズも高まりつつある。
例えば、農家への宿泊については、農家民宿が可能となるよう規制緩和は進められてきたが、旅館業法の許可を有さない農家も多く、宿泊施設として利用するための環境整備が不十分であることから、一層の規制緩和を図るべきである。
また、町屋・古民家等については、旅館業法に係る玄関帳場の設置や建築基準法に係る避難防火上の対応など、農家民宿等への規制緩和の対象とならない施設が多いため、農家民宿に続く地域観光振興の切り札として利用できるよう、現行法体系の見直しや法運用の明確化などについて、検討すべきである。

環境分野

基本的な問題意識

● 地球温暖化分野

世界的課題であるが、日本では、2007年度の温室効果ガス総排出量が1990年比で9.0%増加するなど効果が上がっていない。温室効果ガス削減を担保し、日本の世界におけるリーダーシップを示すと共に、産業振興による日本経済の成長および雇用創造の機会として活用すべき。

● 廃棄物・リサイクル分野

不法投棄回避のため、廃棄物処理の生産性低下およびリサイクルが妨げられている。「資源循環」を促進し、かつ廃棄物処理の生産性向上・社会的コスト削減を図るべき。

● 保安分野

厳格な検査基準、関係法令の重複適用により、長期間の設備停止、費用高や機会損失を引き起こしている。また、国際標準規格との不整合による産業活動への弊害も大きく、性能規定化により事業者の自主保安への移行・合理化を図るべき。

改革の課題

地球温暖化に関わる課題への対応

抜本的制度改革に向けた条件整備

【課題】

2020年までに温室効果ガスを1990年比で25%削減するという目標達成に向けては、その実現を担保する策、中でも、キャップ・アンド・トレード方式の排出権取引制度や環境税等の抜本的な制度変更が必要となる。一方、こういった抜本策は反対も多いゆえに詳細が全く詰まっていない。

【具体的施策】

1. キャップ・アンド・トレード方式による排出権取引市場の創出、あるいは環境税など抜本的な制度改革をどのようなタイミングで、どのような設計に基づいて導入すべきかについて検証し、結論を出す。
2. 抜本的な制度改革の実現のためには、それを支える制度、標準、ルール、インフラ等の整備が不可欠である。例えば、排出権取引の範囲、排出枠の設定方法、標準等ルールづくり、炭素会計制度の整備、排出量把握・モニタリングのシステムの構築等が必要になる。抜本的な制度設計をあわせて検討する。

新エネルギー(太陽光パネル)の導入促進

【課題】

住宅分野に比べ、工場・商業施設への太陽光パネルの導入が遅れている。

分野

現在の主な導入促進施策

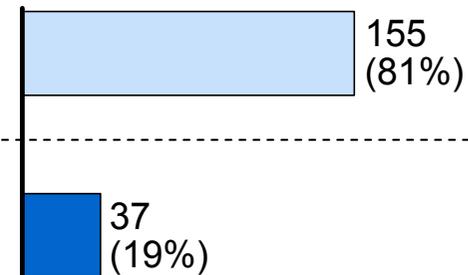
住宅

- 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金による導入助成
- 余剰電力の買い取り

非住宅

- (教育)
 - スクール・ニューディール構想による導入助成
 - エコキャンパス推進事業による導入助成
- (産業)
 - 新エネルギー事業者支援対策事業による助成(300億円規模)

現在の発電導入量 万kW;2007;(構成比)



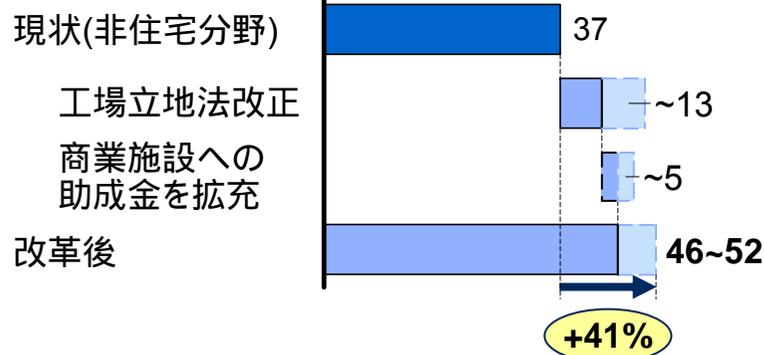
【具体的施策】

- 工場立地法を改正し、緑地面積義務を一部太陽光パネルによって代替する。
- 商業施設への導入施策を実施する

具体的な施策

- 工場立地法で定める緑地義務面積を、太陽光パネルで一部代替可能にする²
- 商業施設への太陽光パネル導入に対しての助成金を拡充³

期待される発電導入量¹ 万kW



導入時の経済効果

520 ~ 1,050億円

1 発電導入量と導入時の経済効果は住宅用の太陽光パネルの実績値に準拠して算出
 2 太陽光パネルによる緑地代替が認められることにより、緑地義務面積の1~2割が置き換わると想定
 3 施策により、都市部のオフィスビルの1~2割に100平米のパネルが設置されると想定

廃棄物の適正処理およびリサイクルの促進

廃棄物の定義の見直し

【課題】

排出された物のうち、無償物・逆有償物のすべてを一旦「廃棄物」と定義し、廃棄物処理法における厳しい規制を課すため、再資源化が妨げられている。

【具体的施策】

リサイクル可能である場合には、無償物・逆有償物であっても廃棄物処理法の規制を適用除外とし、廃棄物を再生資源として最大限活用する。

一廃・産廃区分の再定義

【課題】

同一性状の廃棄物であっても排出元によって一般廃棄物・産業廃棄物と異なった区分に分けられ、それぞれ別々に処理する必要があるため、効率的処理が妨げられている。

【具体的施策】

一般廃棄物と産業廃棄物の区分を、拡大生産者責任にて処理を行う製品廃棄物、家庭から排出される塵芥・厨芥、一般家庭から排出される自治体の処理困難物も含めたその他廃棄物に再分類し、
（注） についてのみ自治体責任とする等、処理効率が高く、明確に判断が可能な状態とする。

屋外タンクにおける開放検査の性能規定化

【課題】

屋外タンクの開放検査に係る検査基準は厳しく、長期間に及ぶ工期が通油ダウン等、製造計画へ影響を及ぼし、更に莫大な費用を要するため、結果的に国民負担の増加を招いている。

【具体的施策】

適宜腐食状況をモニタリングする状態監視保全を行うことで、開放検査周期の更なる延長を行う。検査項目については、事業者の自主保安に基づいた性能規定化を進める。特に、溶接部検査において、発見された傷が腐食の要因となるか判断に支障をきたす場合のみ、当該箇所を研削することとする。

海外人材分野

基本的な問題意識

平成20年度末において外国人登録者数は221万人を超え、我が国の総人口に占める比率も1.74%と上昇を続けている。外国人労働者には短期雇用事例が多く、転職・失業及びそれに伴う転居の頻度が高い傾向があり、生活環境の安定に欠かせない社会保険への加入が低迷している。このため、未加入者が病気等になって病院に行けずに症状を悪化させたり、診察を受けても診療費未払いで病院財政を悪化させる等のケースが生じている。本来、外国人においても日本人同様、住民として、例えば納税や社会保険加入といった義務の遂行を確実にしつつ、一定の権利が保障されるべきである。

このような問題に対応するべく、平成19年の雇用対策法改正や平成21年の入国管理法・住民基本台帳法等改正が行われ、初めて外国人が住民基本台帳法の対象となる等の外国人に対する制度的インフラが整備されてきたことは画期的である。

しかしながら、「在留外国人の権利の保障と義務の遂行」のためには積み残された課題も多い。出入国管理政策とともに地方公共団体の外国人関連政策の一層の円滑化のため、国と地方公共団体がこれまで以上に一体となり、例えばL G W A Nを活用し、雇用や社会保険加入状況等の情報共有化を推進し、業務の連携を図ることで、社会保険の加入促進や納税率の向上を図るとともに、就学案内等の権利を保障するための法令・システムの整備を更に進める必要がある。

また、外国人研修・技能実習制度は受入機関の不正行為に伴う人権問題、E P Aにおける看護師候補者・介護福祉士候補者受入制度は日本語の壁といった問題を抱えており、依然改善の余地がある。

改革の課題

在留外国人の権利・義務確保のための制度的インフラの整備

在留外国人の社会保険加入促進

【課題】

生活環境の安定に欠かせない社会保険への加入率が低いため、在留外国人自身が健康リスクに晒されると共に、医療費の不払い等が発生した場合、地方公共団体及び地域経済の負担になる可能性がある。

【対策】

国と地方公共団体各々が把握している個々人の社会保険加入情報を相互照会可能とする。あわせて未加入者がどの保険に加入すべきか判断するための仕組みを構築し、最低限の生活を守るためのセーフティーネットとして加入促進を図る。

国のデータベースにおける外国人名のアルファベット表記の必須項目化

【課題】

外国人名表記方法には規定がないため、カタカナ・アルファベット等データベース毎に異なり、照合を行うことができない。

【対策】

住民基本台帳制度の改正で外国人が住民基本台帳に登録されることに伴い、国のデータベースの表記方法については、パスポート記載のアルファベットを必須項目とし、統一して相互照合を可能とする。地方公共団体はこのデータを参照し、外国人の納税や社会保険加入状況を簡便に確認することにより、迅速に適切なサービスを提供する。

国と地方公共団体の連携促進

【課題】

出入国や「外国人雇用状況の届出」・社会保険加入状況といった情報の、国の機関から地方公共団体への提供が保障されていないため、地方公共団体はリアルタイムの在住状況等を把握できず、地方自治行政の障害になっている。

【対策】

国の機関と地方公共団体・国の機関同士の合理的な範囲内の情報及び業務の連携を行うことにより、地域レベルでの施策を適切に実施する。

地方公共団体役所内におけるハローワークのワンストップサービスコーナーの機能の拡充

【課題】

外国人住民の多い地方公共団体の役所内に、ハローワークが「ワンストップサービスコーナー」を設置しているが、相談員・通訳のみで機能が不十分である。

【対策】

求人検索パソコンを常設すると共に、失業認定・住宅斡旋・社会保険切替等の機能も持たせることにより、同機能を高める。

日本語能力の評価基準の策定

【課題】

生活者として必要不可欠な日本語能力を評価する制度および更なる向上を促進するための制度がないため、就学・就職ができず、地域社会の中で孤立してしまうことが多い。

【対策】

欧州の「ヨーロッパ言語共通参照枠」のように日本語の共通参照枠を国として策定し、個々人の能力を客観的に評価できるようにする。更に日本語能力の高い者は在留期間に関するインセンティブも付加する。

外国人研修・技能実習制度の適正化

研修生・技能実習生に対する保護措置の整備

【課題】

受入機関の不正行為により、研修生・技能実習生の基本的人権が侵されるケースが多い。

【対策】

受入機関の不正行為から外国人が自ら身を守るための初期講習・ホットラインを充実させる。また、JITCOの行う巡回の強化、受入機関の不正行為に対しては罰則の厳格な適用を行う。あわせて、制度の適正な運営、労働関係法令の遵守のために、JITCOが行う技能実習実施担当者講習会を受入機関が受講しない場合の受入停止処分などの措置を実施する。

研修生・技能実習生の責めに帰すべき理由がなく、中途帰国になった場合の対応

【課題】

受入機関の倒産等により、研修生・技能実習生の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、研修・技能実習の継続ができない場合で、中途帰国に追い込まれるケースがある。

【対策】

上記の場合には、研修・技能実習の継続のための新たな引受機関をタイムリーに検索できるシステムおよび対象機関が見つからない場合の補償のガイドラインを構築・周知する。

EPAにおける看護師候補者・介護福祉士候補者受入制度の適正化

日本語教育の支援

【課題】

候補者の国家資格取得の最大の障害は日本語であるが、配属後は概ね受入機関任せである。しかし、受入機関には日本語の継続学習のノウハウがない。

【対策】

国として受入機関配属後の日本語の継続学習のサポートを充実する。

基本的な問題意識

我が国の港湾は、国が定めた基本方針に基づいて、地方公共団体が港湾計画を策定し実行している。その結果、投資と経営が分離され、岸壁、防波堤等の基本的施設整備に対し積極的な国庫補助が行われているものの、採算意識が希薄となり、真に効率的に運営されているとは言いがたい状況となっている。アジア諸港の躍進等により我が国港湾の国際的地位が低下する中、選択と集中の考えのもと、投資対象の港湾を我が国産業の国際競争力強化に資するごく少数の港に厳選して絞り込むことが喫緊の課題である。さらに、各港湾毎に独立採算化し、経営効率化のための港湾改革を推進すべきである。

また、通関制度改革として、IT化、グローバル化の進展により近年益々スピードを増す国際物流において求められているリードタイム短縮の要請と、米国同時多発テロ以降国際的に求められているセキュリティの確保の要請を高い次元で両立させることが必要である。

改革の課題

我が国産業の国際競争力強化に資する港湾改革

1. 港湾行政のあり方

選択と集中の考え方のもと、投資対象の港湾をごく少数の港に厳選し、港湾周辺の社会資本整備および道路・フィーダー輸送等国内輸送網との一体的な整備を図るべきである。また、港湾経営を公的資金に頼らず運営する独立採算制とし、港湾管理者の経営意識を高め、将来的には民営化していくべきである。なお、コンテナターミナルは全体を一括して管理運営し、より効率的な経営を図るべきである。また、24時間ゲートオープン等を実現し、ユーザーのニーズである輸出入のリードタイム短縮とコスト低減を推進すべきである。

2. 京浜三港連携のサポート

東京港・横浜港・川崎港を一体的に整備・経営していく取り組みは、国際競争力強化に向けて大いに期待できる。まずは、これら3港の関係法令における位置づけを整理し、京浜三港の円滑な統合を積極的にサポートしていくことが必要である。一方で、東京都、横浜市、川崎市は、迅速に統合を実現すべきである。

3. 水先制度の改革

改正水先法により新設された指名制度が機能するように、現在行われている指名制トライアル事業を踏まえ、引受事務要領を改正し、競争原理が働く適切な市場環境を整備すべきである。加えて、操船経験のない一般の志願者を受入れ可能とする水先人養成ルートを整備し、新規参入する水先人の質の向上、及びその供給増につなげ、市場がより効果的に機能するようにしていくべきである。

通関制度改革

1. AEO制度の利用促進策

我が国の国際競争力を強化するため、特定輸出申告制度を始めとするAEO制度が構築されたが、導入メリットよりも基準を満たすためのコストが高いため利用が促進されておらず、特定保税運送制度、認定製造者制度に至っては平成21年10月現在において認定者が0件である。利用者が国際的に強まるセキュリティの確保の要請に応えつつ、リードタイム短縮の効果を享受できるよう、国際的な相互認証の拡充も含め、制度利用の促進を図るべきである。

2. 次世代シングルウィンドウの継続的見直し

輸出入および港湾・空港手続きの一元化、簡素化を目的に、平成20年10月に「次世代シングルウィンドウ」が導入されたが、例えば港湾手続きの電子化率は50%未満となっている等、利用が促進されていない。費用対効果を踏まえた上で、利便性向上のため継続的に見直しをすべきである。

3. 特惠原産地証明発給制度の継続的見直し

欧米先進諸国や韓国では、認定輸出者制度を始めとする自己証明制度の導入・利用が進んでおり、我が国においても日スイスFTEPAを契機とした認定輸出者自己証明制度の整備を一つのステップとして、可能な限り、欧米先進諸国に対して自己証明制度(第2種特定原産地証明書)を導入していくべきである。また、第三者証明制度(第1種特定原産地証明書)の発給手続きの簡素化・迅速化・電子化に継続的に取り組むべきである。

運輸分野

基本的な問題意識

運輸分野は、国民生活の基盤をなすものであり、安全・安心には十分に配慮しつつ、事業者の創意工夫による、より一層の利用者利便の向上や事業活動の効率化・活性化を目指した取り組みが必要である。

とりわけ、高齢化が進展する中、日々の交通手段として、公共交通は必要不可欠なものとなっており、地域のニーズや事業者の創意工夫に対応した取り組みを進めていくことが重要である。

改革の課題

タクシー事業における諸問題について

- タクシー事業においては、長期的な需要減少傾向の中、運転手の賃金低下や事故率の上昇傾向が見られるとの指摘がある。
- 現下の厳しい雇用情勢の下で、雇用機会の縮小につながることはないよう、こうした問題の解決策の前提としては、タクシー事業活性化の観点から、創意工夫を行う優良な事業者による新規参入・増車が可能であることが必要。
- 運転手の労働条件改善は、基本的にはタクシー事業者の経営課題として、また、より広い社会政策を通じて実現。
- 事故への対応は、行為規制の強化を通じ、安全上、違法・不適切な事業者の市場からの排除を徹底することで実現。
- そのほか、ITの活用、ランク制度の導入・充実や同制度を活用した乗り場の差別化、運賃・行政処分に関する情報開示の充実など、利用者がタクシーを選択しやすい環境の創出を促す施策を実施。

道路空間を活用した駐車需要マネジメントの推進

- 都市内交通の円滑化のため、路上駐車に対する需要が存在する現実を前提として、路上駐車施設の積極的整備と、これら施設の利用料金を路上駐車をしようとするドライバーの需要価値を反映したものに設定するという、需要と供給両面からの対策が必要。
- このため、道路空間における駐車需要を吸収するための駐車施設(パーキング・メーターおよびパーキング・チケット発給設備、路上駐車場)の積極的整備と、民間のコイン式パーキングにおいて実施されているように、需要を勘案して単位時間当たりの駐車料金を変えるという駐車需要マネジメントを推進。

地域における交通ネットワークの維持・活性化

- 地域における交通機関である、離島航路と乗合バスにおいて、輸送人員が減少し、事業者の経営悪化が進んでいる状況にある。今後も国や地方自治体の助成のもと、離島航路および乗合バスを維持・改善していくためには、効率的で利便性の高いサービスを提供する必要がある。
- そこで、離島航路や地方バス路線を維持するために行われている補助制度について、事業者の経営努力を促進し、地域や事業者の創意工夫が十分に活かされるようにすることによって、離島航路や地方バス路線を活性化するという観点から、例えば、入札制による事業者選定など、補助金の更なる効率的な活用に向けた方策を推進する必要がある。

内航海運暫定措置事業について

- 内航海運暫定措置事業については、交付金を先に交付し、後から納付金で収支を相償わせるという事業構造であり、収支が相償い終了するまでには相当程度の期間を要するものと考えられる。
- そこで、内航海運暫定措置事業については、できるだけ早期に終了するよう努めるべく、引き続き毎年度ごとの暫定措置事業の資金管理計画を明確にさせ、これを公表すべきである。
- また、国としても着実な債務の償還が図られ、本件業務に係る政府保証額が前年度以下となるように監督することが必要である。

基本的な問題意識

ICT分野の重要性を踏まえ、競争環境の整備を通じた国民利便の向上の観点から、今後とも継続的な規制改革が必要である。その際には、例えば、郵便・信書便事業における競争環境の整備、通信市場における競争政策およびユニバーサルサービスの在り方、通信・放送の総合的な法体系の在り方等、幅広い事項について議論を深め、技術の進歩や時代のニーズに応じたICT環境の実現を図るべきである。

また、ICTネットワークをビジネス・国民生活全般にわたり最大限に活用するため、今日のICTの有り様を想定していない、時代遅れとなった規制・制度・慣行等の継続的な見直しが不可欠であり、ICT利活用を阻害する諸制度等について随時見直しを行うべきである。

改革の課題

郵便・信書便事業における競争環境の整備

- 時代の変化に応じた競争環境実現のため、ユニバーサルサービスの範囲および確保の在り方に関する議論を深め、郵便・信書便事業の競争の促進による利用者利便の向上を図るべきである。
- 国際エクスプレス郵便(EMS)における民業とのイコールフットィングの確保

通信分野における競争促進

- 技術の急速な進歩や利用実態の変化、また市場構造の変化や国際競争力の確保を勘案しつつ、NTTの組織の在り方について検討を行うとともに、ドミナント規制の適正な運用や次世代ネットワークに係る接続ルールの整備による公正競争を確保するべきである。

通信・放送の総合的な法体系の在り方の検討

- 国民利用者が安心して多様で良質なサービスを楽しむことができるよう、各種コンテンツの自由な流通を促進し、無線・有線といった技術やハードの違いにとらわれないシームレスな事業展開による自由で公正な競争が可能となるような市場環境の実現に向けた法体系の整備

ITを最大限活用するための規制の在り方の見直し

- ブロードバンドの普及やセキュリティ技術の向上等を勘案し、ICTネットワークを最大限に活用できるよう、時代遅れとなった規制や行政手続等を見直すべきである。

エネルギー分野 (電力分野)

基本的な問題意識

電力分野における「市場メカニズムの活用」は、コスト低下による需要家利益をもたらす。それだけでなく、ピーク時の需要抑制のインセンティブを与えるため、供給信頼度の向上のためにも、地球温暖化対策としても有効である。電力市場における抜本的な競争環境の整備が必要である。

改革の課題

「季時別排出係数」の導入

- 我が国の発電所が発生させるCO₂の排出量を削減するためには、発電によるCO₂排出量が低い時間帯に(例えば昼から夜に)需要家が電力消費をシフトするインセンティブを与えることが有効である。
しかしながら、現状における事業者別排出係数は、全日の平均排出係数として算定されているため、時間をシフトさせるインセンティブを需要家に与えていない。
したがって、排出係数としては、全日ではなく、(ピーク時(夏・冬)、中間時、オフピーク時(春・秋)程度に分割した)時間帯毎に需要家の追加的な電力消費がどの程度CO₂排出をもたらすかを算出する「季時別排出係数」などのインセンティブスキームを導入すべきである。

地熱発電にかかる保安規制の要件緩和【新規】

- 低炭素社会に向けた再生可能エネルギーの有効活用の中、我が国では、地熱の活用が規制によって阻害されている。地熱発電にかかるバイナリー・サイクル方式のタービン発電機については、電気事業法(昭和39年法律第170号)において、その規模の大小等に関わらず、一律でボイラー・タービン主任技術者の常駐が義務付けられ、参入障壁となっており、地熱の活用にかかる技術革新および競争を阻んでいる。
当該発電機は、低温・低圧が特徴であり、海外では小型の製品が一般的にユニット化されているとの意見もあることから、再生可能エネルギー分野の技術革新の促進を図る観点からも、諸外国の運用状況および当該発電機にかかる安全性の検証等を実施し、保安規制にかかる要件緩和の検討を行うべきである。

「スマートメーター」の導入

- 送電網とIT(情報技術)を融合し、多様な発電源と蓄電池を連携させるスマートグリッドの実用化に向け、「スマートメーター」(単なる電力量計の電子化や機能の高度化以外に、それに付随して発生するメーター・事業者間における双方向通信の仕組みや、電力会社における業務改善、顧客サービスの多様化等、スマートメーター導入を契機としたあらゆる仕組みの変革のことを指す)の導入を促進することは、ピークコントロールによる負荷平準化等により、環境負荷の軽減に有用であることから、将来における電力分野の全面自由化に向けて検討を行うべきである。

需要・発電計画の前日通告制度とリアルタイム市場の導入

- 電力の安定供給を確保するためには、送電網の安全な使用が不可欠である。ピーク時にも送電の安定性を確保するため、大口需要家は、翌日の時間帯毎の需要計画を、発電所は、翌日の発電計画を、中央給電指令所に届け出る「前日通告制度」を導入すべきである。さらにその上で、通告量と当日実現量との差をリアルタイムの需給調整料金で精算するリアルタイム市場を導入すべきである。

なお、リアルタイム市場については、既に、EU主要国等で採用実績があり、需要・発電に関する計画値と受電量・発電量の差がインバランス料金として発生するため、リアルタイムでの需給調整が地球温暖化対策として有効に機能する。

「地点料金制」の採用

- 現行の送電料金制度においては、潮流の流れに関係なく料金が設定されているため、送電ロスの抑制に資する需要家・発電所の効率的地点への立地が促されていない。
したがって、全国の送電網の各地点において潮流方向に基づいた需要家と発電者のそれぞれに対して異なる送電料金を地点別に設定する「地点料金制」を採用すべきである。これによって、全国的な観点から最も効率的に送電ロスを抑制し、送電混雑をコントロールできるようになる。地点料金制は、欧米を中心に自由化された電力市場で広く採用されている。

基本的な問題意識

ガス分野における制度改革は、ガス料金の低減に伴う需要家利益の確保および競争原理の導入促進の観点から、小売自由化の規模基準の緩和を段階的に実施している所であるが、家庭部門における料金(ガスの平均販売単価)の低下幅は、自由化部門における料金と比較して極めて限定的である。

今後とも、需要家利益の確保・最大化を図る観点から、小売自由化範囲の拡大等、競争促進を図るとともに、ガス市場における公正性・透明性の一層の確保を図るため、規制改革を継続して行く必要がある。

改革の課題

託送供給における同時同量の在り方の検討

- 託送供給においてネットワークの受入ガス量と払出ガス量の乖離率を一定水準以内とすることを求める「同時同量制度」は、一般ガス事業者のネットワーク運用に支障を与えない範囲で託送供給を認めるとの考え方で導入されたものであるが、託送供給実施者のネットワーク運用と比較して、新規参入者に過度の負担となっているのではないかとの指摘もある。
- 本制度については、現行制度を維持しつつも、託送供給実施者のネットワーク運用の実態に応じて柔軟な同時同量を可能とする仕組みの導入を、ネットワークの公平・透明な利用の観点も踏まえて検討し、必要な措置を講ずるべきである。

基本ルール分野

基本的な問題意識

規制の在り方については、時代の変化に応じて既存の規制を見直すための持続的な取組が不可欠である。見直しの際には、経済成長の基盤を確固たるものにすべく、経済社会の変化に迅速に対応することに加え、技術の発展や利用形態の変化、安心・安全の実現をはじめとする国民利用者のニーズの多様化等を総合的に勘案しつつ、経済・社会活動を必要以上に制約することのないよう注意を払うべきである。また、既存の規制の効果的な見直しに加え、規制を新設・改廃する際は事前に十分な影響評価を行い、必要以上に抑制的な規制が制定されることを防ぐ仕組みを充実させるべきである。

効果的な取組のためには、規制当局における取組の充実は勿論のこと、規制全般に関して持続的・横断的に検討する機能を有する機関が必要であり、その機能の充実・強化を図るべきである。

改革の課題

規制の継続的・横断的見直し

- 規制に係る法令等は、通知通達の類に至るまで、その公開を徹底すべきである。
- 特に見直し期限が附されていないものも含めて、規制の定期的検証を実施すべきである。
- 規制の新設・強化の際、現在チェックが行われている法律案・政令案のみならず、規制に係る省令等を含めた、より広範な規制案について、事前チェックを行うのに十分な期間が確保できるタイミングでの規制事前評価(RIA)を充実させるなど、事前評価・チェック機能の強化を図るべきである。
- 規制全般を継続的・横断的に検証する機能を充実すべきである。

基本的な問題意識

- 国民が利用しやすい、また、その多様なニーズに応えられる国民本位の司法制度を確立するためには、法曹にふさわしい素養のある者を可能な限り多く、法曹資格者として広く社会に送り出すことが重要。あるべき法曹人口については、司法制度改革推進計画に定める3,000人という目標数に囚われることなく、社会的要請等を十分に勘案しながら応えていくことが必要。
- 法曹の質・量の拡充にあたっては、司法修習との連携を含む法科大学院の在り方の見直し、予備試験を含めた新司法試験の制度設計など、法曹養成プロセスとその役割を担う各機関のあり方について、広範な取組を促進することが重要。
- 民法、会社法、知的財産法制など、私人間の法律関係の基本、企業等の活動の基盤となる法制のあり方については、時代の変遷や国内外の環境変化を反映し、社会経済的な要請、ユーザーとなるヒト・企業の諸活動の実態に見合った制度とするとの視点に立脚し、広範な見直しを促進すべき。
- 違法・不当な行政活動に対して、憲法で保障された国民の権利利益を実効的に確保する観点から、行政救済法の制度・運用を広範に見直すべき。

改革の課題

新司法試験の選択科目の見直し

- 選択科目の見直しに当たっては、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況等を見据えつつ、実務的な重要性や社会的な有用性・汎用性等を考慮し、社会における法サービス需要に的確に応えるという観点が必要であり、規制改革会議としては、これら各観点からの判定・根拠など、見直しにおける検討基準としての具体的事項を提示しているところ。
- 本見直しにあたる法務省司法試験委員会においては、本検討基準の各科目への当てはめを始めとする具体的・客観的な検証結果を速やかに提示するとともに、当該検証結果を踏まえて、科目の追加・削除について必要な措置を講ずべき。

(注) 司法試験委員会からは、「司法試験法施行規則第1条(新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目)の改正に関する意見募集の実施について」として、現行の当該規則の改正は要しないこと等とする案が本年9月にパブリックコメントに付されたところ。

新司法試験の予備試験の制度設計の明確化

- 平成23年より実施する予備試験は、法科大学院修了者と同等の能力・資格を有するかどうかを判定するものであり、予備試験を通じて法曹を目指す者が、法科大学院修了者と比べて高い水準の能力が求められることのないようにすべきことなど、法科大学院修了者と予備試験合格者とが公平な競争になることが根源的に重要との趣旨に立脚した制度設計とすることが必要。
- 一般教養科目の試験科目と配点比率については、法科大学院においては一般教養科目に関する学習が通常行われないことから、これを予備試験受験生のみ課すことは過重な負担となる。少なくとも大学卒業者については一般教養科目を免除すること、短答式試験における一般教養科目を論文式試験と同様に1割以下とするなど、合理的な内容とすべき。
- 実施日程については、その合格発表を新司法試験開始の直前に設定すること等により、予備試験の受験・合格から連続して新司法試験の受験を可能とすることで、予備試験受験者の精神面・経済面を含めた負担を可能な限り軽減すべき。

(注) 司法試験委員会からは、短答式試験の一般教養科目の出題範囲を人文科学・社会科学・自然科学・英語とすること、一般教養科目の配点比率を短答式試験3割・論文式試験1割とすること、実施日程を新司法試験の前年の5月頃～10月頃までの間に行うこと等とする「予備試験の実施方針について(案)」が、本年2月にパブリックコメントに付されたところ。

国民の権利利益の確保に資する行政救済法の制度・運用の見直し

- 行政事件訴訟法の目的規定として、権利救済の実効性、行政・国民の両当事者の対等性、救済ルールの明確性を解釈指針とすべき旨を明記することに加え、行政救済法の制度・運用等を下記のとおり見直すべき。
 - － 訴訟要件の明確化と緩和(立法による原告適格の過度の制限の排除、訴訟類型間の垣根の排除、国と都道府県・市町村間の紛争の訴訟による解決のための立法措置、義務付け訴訟・差止訴訟の要件緩和)
 - － 裁量審査に関する基準の導入
 - － 行政訴訟における原告負担の軽減
 - － 行政庁による適法性の挙証義務の導入
 - － 違法行政に携わった公務員の個人責任の厳格な追及
 - － 仮の救済の要件緩和
 - － 住民訴訟の被告を地方公共団体職員個人とせよ
 - － 国民訴訟(仮称)制度の導入
 - － 裁判官人事に関する政治主導の発揮

基本的な問題意識

- 資格制度については、資格者である個人を基点とする制度設計の下で、利用者保護に資するための厳格な規制が設けられているが、各制度の創設当時から経済社会が大きく変化する中で、従来の規制が硬直化したものとなり、却って新たな弊害を生み出す側面も否定できない。利用者である国民のニーズに合ったサービスを提供するためには、資格者個人を中心とする業務形態からの転換も視野に入れた制度の見直しが必要。
- 業務独占資格については、資格制度そのものが各種業務サービスの需給調整機能を果たす結果、市場における競争が制限される環境を生み、競争を通じて本来国民が享受できる良質で多様なサービスの供給が阻害されるおそれがあることから、有資格者でないに行ない得ない業務範囲は可能な限り限定し、資格者間の垣根を低くすることにより各種業務分野における競争の活性化を図ることが必要。

改革の課題

資格者法人制度の見直し

- 各士業の活性化と国民の利便性向上の視点に立脚しながら、一人法人制度の創設、資格者法人社員の無限連帯責任の見直し、資格者法人の社員資格の拡大について、そのメリット・デメリットについて実情に即した分析を進め、早期に結論を得ることが必要。

資格者の業務の見直し等

- 業務独占資格については、ユーザーである国民・企業の視点に立脚し、各資格者が所在する地域的な傾向等も勘案しながら、隣接職種の資格者にも取り扱わせることが合理的なものについては他業種の参入を認めることとするなど、業務範囲の見直しを促進すべき(例: 社会保険労務士への簡易裁判所訴訟代理権等の付与、行政書士および司法書士への行政不服審査代理権の付与、税理士と公認会計士の業務の相互参入)。
- 民事上の紛争について当事者の合意に基づく迅速な解決を図る裁判外紛争処理手続(ADR)については、弁護士以外の手続実施者が業務を行う場合に必要とされる弁護士の助言措置の要件等につき、制度の適正な解釈・運用の下で多くの団体がADR業務に参入できることとすることが必要。
- 資格者団体に入会しなければ当該資格者の業務が行ない得ない等とされる強制入会制については、競争制限的な行為による価格の高騰、サービスの質の低下等が生じないよう、そのメリット・デメリットを更に検証の上、そのあり方について見直しを行うことが必要。

官業改革分野

基本的な問題意識

- 財・サービスの供給は市場における民の活動が基本。官による市場の補完は、外部経済、独占、公共財、情報の非対称性など「市場の失敗」が存在する場合に厳しく限定されるべき。
- 官が関与する場合にあっても、既得利権の擁護や活動領域の無原則な拡大などの「政府の失敗」が生ずることのないよう、活動領域は最小限度とすべき。官が直接に財・サービスの供給主体となる必然性はなく、その適切な監理の下で民が実施主体となることを原則とすべき。

独立行政法人等が行う官業の廃止・縮小、民間開放の促進

- 真に官が行なうべき必然性のある業務に特化し、官民による資源の適正配分を達成
- 競争原理の導入を通じ民の知恵が発揮され、真に国民の求めるサービスの提供が可能
- 民間の新しい知恵により、新たなビジネスチャンスを生み出し、経済活性化に寄与

改革の課題

既往の答申事項の着実な推進

■ 独立行政法人都市再生機構の組織・業務の見直し

【問題意識】

賃貸住宅事業は可能な限り早期に官民役割分担を明確にしていく仕組みを構築し、民営化すべきものや引き続き官営で対応していくべきものなど、いくつかの業態を想定した将来像を提示していくべき

【当面とるべき措置】

民間的な経営手法の活用推進、セーフティネット機能を踏まえた制度の検討

■ 独立行政法人住宅金融支援機構の組織・業務の見直し

【問題意識】

証券化支援業務については、当面は、RMBS(住宅ローン担保証券)市場育成の呼び水としての役割の必要はあるものの、市場規模が拡大し民間主体による独自の取組が容易となるの中長期的見通しの下、思い切った業務範囲の絞り込み・民営化について検討していくべき

【当面とるべき措置】

新たな住宅政策の方向性を踏まえ、特殊会社化を含め機構の在り方を検討

独立行政法人等の更なる改革に向けて

独立行政法人等の組織・業務は、各府省の制度・予算に深く組み込まれた存在。その見直しには、強力な司令塔・政治的リーダーシップの下での取り組みが不可欠

【基本的な視座】

- 社会的に意義のある事業であっても、国の役割は、民間活動に対するインセンティブの付与、制度的誘導の役割を越えない形でのコミットが基本。特に、資金的に大きい事務事業については、ムダの排除の意義に止まらず、民業圧迫の側面が生じれば経済社会の発展に対する負の影響は計り知れない。国自らが又は独立行政法人等を通じて実施している事務事業のうち、その実施を民間に委ねることが可能なものについては、国・独立行政法人等としての業務の廃止または民営化を基本とすべき。
- 真に官として行うべき事務事業については、国が直接責任をもって取り組む視点を第一義とすべき。独立行政法人が実施する事務事業については、政策的に意義のある内容であっても、当該主体が担う必要性について説明が尽くされているとは言い難い現状。独立行政法人という政策実施ツールを用いる場合には、組織・業務のマネジメントに係る制度趣旨・メリットが十全に発揮される形で運営され、それが分かりやすい形で国民に明示されることが必要。

規制改革会議委員名簿

議長	草刈隆郎	日本郵船株式会社取締役・相談役
議長代理	八田達夫	政策研究大学院大学学長
委員	浅見泰司	東京大学空間情報科学研究センター教授
	有富慶二	ヤマトホールディングス株式会社取締役会長
	安念潤司	中央大学法科大学院教授
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事
	小田原 榮	東京都八王子市教育委員長
	川上康男	株式会社長府製作所代表取締役社長
	木場弘子	キャスター・千葉大学特命教授
	中条 潮	慶應義塾大学商学部教授
	富山和彦	株式会社経営共創基盤取締役
	福井秀夫	政策研究大学院大学教授
	本田桂子	マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン ディレクター
	松井道夫	松井証券株式会社代表取締役社長
	米田雅子	慶應義塾大学理工学部教授 NPO法人建築技術支援協会常務理事

規制改革会議専門委員名簿

・集中テーマ

A. 成長分野

〔医療タスクフォース〕

阿曾沼 元博 国際医療福祉大学国際医療福祉総合研究所教授
長谷川 友紀 東邦大学医学部教授
土屋 了介 国立がんセンター中央病院病院長

〔介護タスクフォース〕

安藤 至大 日本大学大学院総合科学研究科准教授
池田 省三 龍谷大学社会学部教授

〔保育タスクフォース〕

鈴木 亘 学習院大学経済学部教授

〔農林水産タスクフォース〕

本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
大泉 一貫 宮城大学副学長
昆 吉則 株式会社農業技術通信社代表取締役
「農業経営者」編集長
小松 正之 政策研究大学院大学教授
梶山 恵司

〔住宅・土地タスクフォース〕

久米 良昭 政策研究大学院大学教授

B. 基盤整備

〔雇用・労働タスクフォース〕

安藤 至大 日本大学大学院総合科学研究科准教授
和田 一郎 牛嶋・寺前・和田法律事務所弁護士
花見 忠 上智大学名誉教授
松尾綜合法律事務所客員弁護士
石川 和男 新日本パブリック・アフェアーズ株式会社上級執行役員
東京財団研究員

〔教育タスクフォース〕

戸田 忠雄 教育アナリスト
政策研究大学院大学客員教授
特定非営利活動法人XYサタデースクール代表

・一般テーマ

〔金融タスクフォース〕

森下 哲朗 上智大学法科大学院教授

〔地域活性化タスクフォース〕

斉之平 伸一 三州製菓株式会社代表取締役社長

〔環境タスクフォース〕

細田 衛士 慶應義塾大学経済学部教授

〔海外人材タスクフォース〕

井口 泰 関西学院大学大学院経済学研究科・
経済学部教授
関西学院大学少子経済研究センター長

〔エネルギータスクフォース〕

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所教授

〔基本ルールタスクフォース〕

大橋 豊彦 尚美学園大学総合政策学部教授

〔法務・資格タスクフォース〕

阿部 泰隆 中央大学総合政策学部教授・弁護士

〔官業改革タスクフォース〕

大橋 豊彦 尚美学園大学総合政策学部教授
石川 和男 新日本パブリック・アフェアーズ株式会社上級
執行役員
東京財団研究員